

小金井市農業振興計画 (案)

令和3（2021）年12月

目次

I	計画の概要	1
1	農業振興計画とは	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
2	計画の改定にあたって	2
(1)	前計画期間の振り返り	2
(2)	都市農業を取り巻く情勢の変化	3
(3)	計画改定の視点	5
II	小金井農業の現状と課題	6
1	小金井市の農業をとりまく現状	6
(1)	基礎調査	6
2	小金井農業の特徴	10
3	小金井市における農業振興の課題	11
III	施策の体系	12
1	目標とする将来像と5つの基本施策	12
2	施策の展開	13
IV	基本施策と主な施策の内容	15
1	基本施策1 担い手の確保	16
2	基本施策2 農地の保全・活用	18
3	基本施策3 安定した農業経営の確立	20
4	基本施策4 地産地消の拡充	22
5	基本施策5 「農」あるまちづくり	24
V	計画の推進	26
1	計画の推進に向けて	26
(1)	情報の受発信・共有	27
(2)	地域資源の有効活用	27
(3)	オール小金井による推進	28
2	計画の進行管理	29
(1)	進行管理の体制	29
(2)	進行管理の進め方	29
VI	農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想	30
資料編		35
1	用語解説	35
2	主な法制度の概要	41
3	SDGsと小金井市農業振興計画	44
4	基礎調査	47
5	小金井市農業委員会農政部会委員名簿	54
6	策定の経緯	55
7	小金井市農業委員会農政部会設置規程	56

I 計画の概要

1 農業振興計画とは

(1) 計画の目的

小金井市では、平成 23 年 3 月に策定した「小金井市農業振興計画」（以下「前計画」という。）に基づき、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における農業振興の推進を図ってきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け計画期間を 1 年延伸したことから、令和 3 年度においても前計画をもとに農業振興施策の推進に取り組んでいますが、都市農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少など厳しい状況が続いています。

その一方で、平成 27 年 4 月に「都市農業振興基本法」が施行され、また、翌年 5 月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられるとともに、新鮮で安全な農産物の供給や環境保全、景観形成、農業体験の場、防災などの多面的な機能が評価されており、都市農業に対する市民の関心も高まっています。

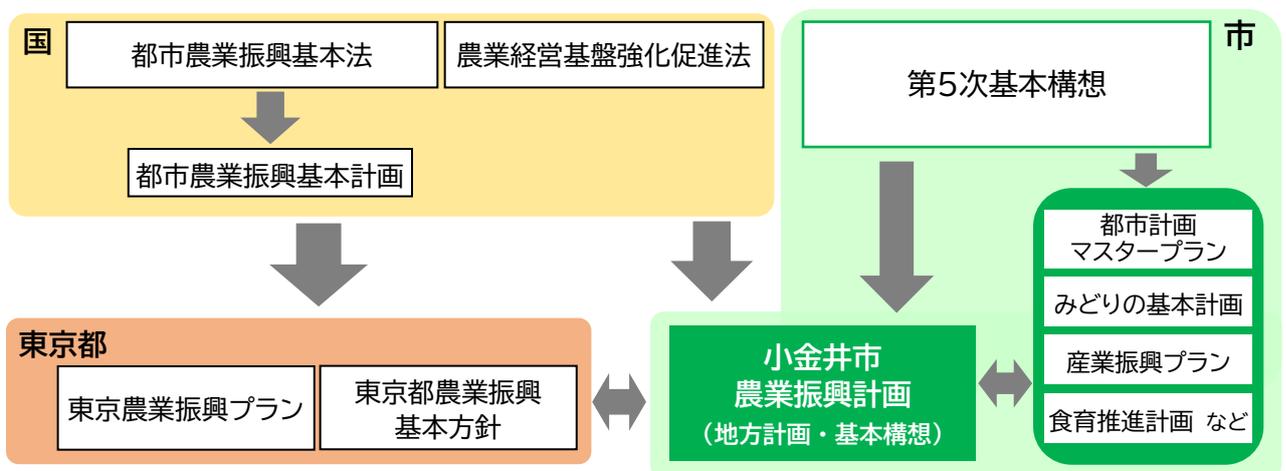
本計画は、前計画の終了にあたり、こうした都市農業に関する期待や役割の変化などにも対応した新たな農業振興に関する将来像や施策などを定めるために策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画であるとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想としても位置付けられるものです。

加えて、市の最上位計画である第 5 次基本構想（令和 3～12 年度）や関連計画との整合を図りつつ、小金井らしい農業振興計画として策定します。

■本計画の位置付け



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、第 5 次基本構想の終了年度に合わせて、令和 4 年度を始期に令和 12 年度まで（2022 年度～2030 年度）の 9 年間とします。計画期間中には、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の改定にあたって

(1) 前計画期間の振り返り

平成 23 年 3 月に策定された前計画では、6 つの基本施策のもと、23 の施策が掲げられています。11 年間の進捗状況を管理しながら、主に以下のような取組を進めてきました。

■基本施策 1 担い手の育成・確保

- ◆認定農業者・認証農業者の育成・支援を実施
- ◆女性や高齢農業者の参画機会の支援を実施
- ◆援農ボランティア養成事業を実施

■基本施策 2 農地の確保

- ◆生産緑地の指定面積を「500 m²以上」から「300 m²以上」に引き下げ
- ◆生産緑地の一団性要件の緩和（同一又は隣接する街区内の複数の農地（下限面積 100 m²以上）を一団の農地とみなして生産緑地に指定が可能）
- ◆都市農地貸借円滑化法を活用した民間企業などへの生産緑地の貸借や民営の体験農園設置など、多様な主体の参画による農地の活用への支援を実施

■基本施策 3 豊かな産地の育成

- ◆認定農業者などに対する農業用機械・設備などへの補助を実施
- ◆地場産農産物の販売事業者に対する支援を実施

■基本施策 4 農業と環境の共生

- ◆環境にやさしい農業資材の使用に対する補助を実施
- ◆食品リサイクル堆肥の普及を推進

■基本施策 5 地産地消

- ◆地場産農産物の学校給食への利用拡大等、販路の確保への支援を実施
- ◆共同直売所の整備を支援

■基本施策 6 魅力ある交流

- ◆農業体験などの取組支援や、協働によるイベント開催の推進
- ◆市民農園や体験市民農園等の整備を推進

【 前計画の評価指標 】

基本施策	成果指標	策定時の値	目標値	現状値
■ 1 担い手の育成・確保	認定農業者・認証農業者数	23戸	31戸	29戸
	女性起業者の人数	1人	4人	2人
■ 2 農地の確保	農地面積	80.9ha	73.4ha	62.8ha
	生産緑地面積	67.7ha	62.2ha	57.0ha
■ 3 豊かな産地の育成	農業産出額	3.1億円	4億円	2.4億円
■ 4 農業と環境の共生	食品リサイクルたい肥の農家使用量	17t	50t	20t
■ 5 地産地消	農商工学が連携して取り組んだ事案件数	3件	8件	5件
	共同直売所・アンテナショップの箇所数	5箇所	10箇所	5箇所
■ 6 魅力ある交流	各種農業イベントのサービス対象	3	7	4
	各種農業イベントの協働相手	3	7	4
	市民農園や体験型市民農園等の数	9箇所	16箇所	8箇所
	交流拠点の数	0箇所	1箇所	1箇所

(現状値：令和3年1月1日時点)

(2) 都市農業を取り巻く情勢の変化

都市農業に期待される役割や機能が大きく変わるなか、新たな法制度等が制定されました。

① 都市農業振興基本法（平成 27 年 4 月施行）

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。

また、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画が平成 28 年 5 月に閣議決定され、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」へとその位置付けを転換させました。

都市農業振興基本計画では、施策の方向性として以下の内容が掲げられています。

都市農業振興基本計画

- ①都市農業の担い手の確保
- ②都市農業の用に供する土地の確保
- ③農業振興の本格的展開

また、市街地やその周辺地域で行われる都市農業には、さまざまな機能が期待されています。

都市農業のさまざまなはたらき



景観形成

まちなみを良くするはたらき



交流・レクリエーション

交流を生むはたらき



食育・教育

食を学ぶはたらき



地産地消

地域の食料をつくるはたらき



環境保全

環境を守るはたらき



防災

防災に役立つはたらき

参考：農林水産省 平成 26 年度「農」のある暮らしづくり支援対策事業

② 東京農業振興プラン（平成 29 年 5 月改定）

平成 29 年 5 月に改定された東京農業振興プランでは、都市農業振興基本法の制定等を踏まえ以下の 4 つの視点を中心に農業振興施策が展開されています。

東京農業振興プラン

- ①担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開
- ②農地保全と多面的機能の発揮
- ③持続可能な農業生産と地産地消の推進
- ④地域の特色を活かした農業の推進

③ 生産緑地法（平成 29 年 5 月一部改正）

生産緑地制度は、良好な生活環境の確保のため、市街化区域内の農地を所有者の申出により都市計画に定め、建築行為などを規制することで都市農地の計画的な保全を図る制度です。

〈主な改正内容〉

- ◆指定下限面積要件の緩和（区市町村の条例により、指定面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上に引き下げ可能）
- ◆農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能
- ◆生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取申出が可能となる期日を 10 年延長することができる特定生産緑地制度の創設

また、生産緑地法などの一部改正に併せて、生産緑地の一団要件や追加・再指定などの基準を定めた都市計画運用指針が改正されました。

〈主な改正内容〉

- ◆一団性要件の緩和（区市の生産緑地指定基準などの改正を行うことで、隣接していない近隣の農地と合わせて一団とみなすことが可能）
- ◆生産緑地の再指定の促進

④ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 9 月施行）

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることによって、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展や都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に制定されました。

〈主な内容〉

- ◆生産緑地のみを対象とした貸借の制度
- ◆貸借期間が終了すると所有者に生産緑地を返還
- ◆相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地の貸借が可能
- ◆貸借期間中に相続が発生したときには、生産緑地の相続人は貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用が可能

⑤ 持続可能なまちづくりへの関心の高まり

平成 27 年の国連サミットにて、持続的社会の構築に向けた、令和 12 年までに達成すべき国際的な目標として、SDGs（持続可能な開発目標）は採択されました。SDGs は、広範にわたる社会的ニーズに取り組むとともに、気候変動や環境問題などにも取り組む必要があることを示しています。

小金井市においても、農業振興とともに、持続可能なまちづくりに向けて、さまざまな人や団体と協力関係を築き、食料の供給や環境保全に向けた取組の強化などに取り組むことが重要であると考えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■17の持続可能な開発目標（SDGs）

（3）計画改定の視点

計画の改定にあたっては、前計画の成果を引き継ぐとともに、本市の農業振興における課題や社会経済情勢の変化などを踏まえ、主に以下の5つの視点から、計画の改定を行います。

- ◆都市農業に関わる動向や国の都市農業振興基本計画、東京都の東京都農業振興基本方針・東京農業振興プランとの整合を図りながら、都市農業に期待される役割や機能などに対応した計画とする。
- ◆ウィズコロナ・アフターコロナでの「新しい生活様式」に相応した計画とする。
- ◆人口減少・少子高齢社会に対応した、持続可能な計画とする。
- ◆SDGsを含め環境問題への取組や意識の高まりに呼応した計画とする。
- ◆都市農業の振興とともに、小金井市のまちづくりに資する農業振興計画として策定する。

II 小金井農業の現状と課題

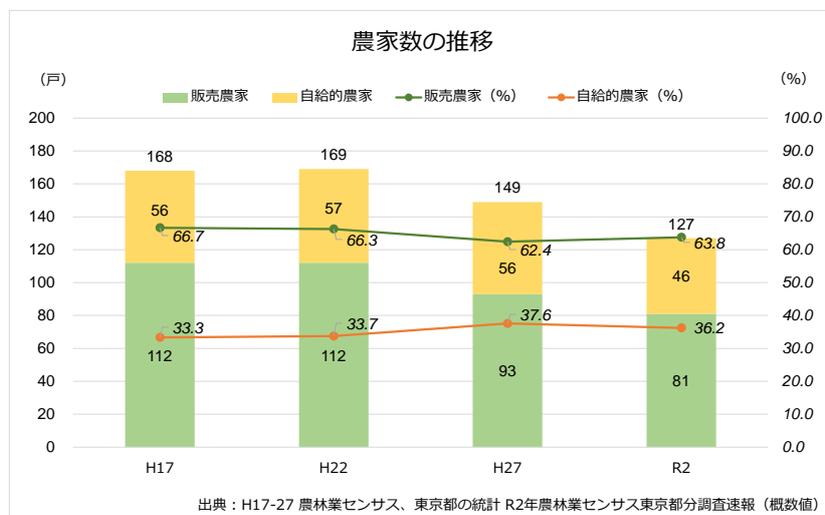
1 小金井市の農業をとりまく現状

(1) 基礎調査

① 農業者

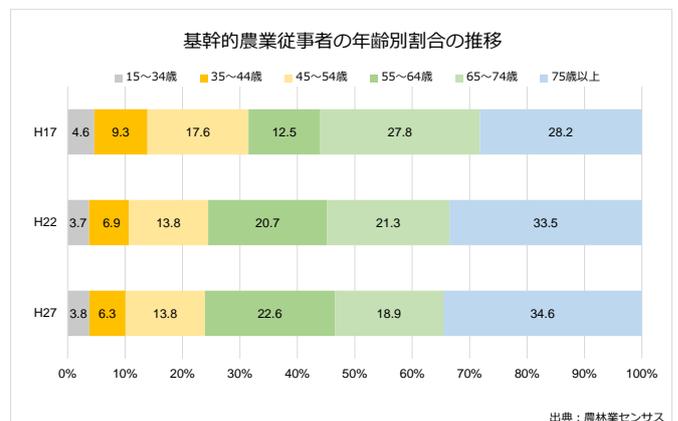
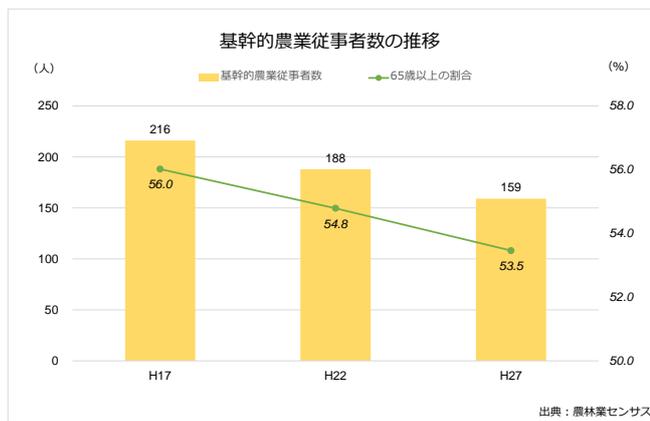
■ 農家数

- ・令和2年の総農家数は127戸で、うち約64%が販売農家、約36%が自給的農家です。
- ・平成22年以降、販売農家と自給的農家はともに減少が続いています。
- ・平成22年から令和2年にかけて、総農家数は42戸（約25%）減少しています。



■ 基幹的農業従事者

- ・平成27年の基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は、159人です。そのうち65歳以上の従業者が約54%を占めています。
- ・基幹的農業従事者数は平成17年から平成27年にかけて57人（約26%）減少しています。
- ・基幹的従事者の割合を年齢別にみると、いずれの年齢層も減少傾向にあるなか、55～64歳と75歳以上の従事者は増加しています。



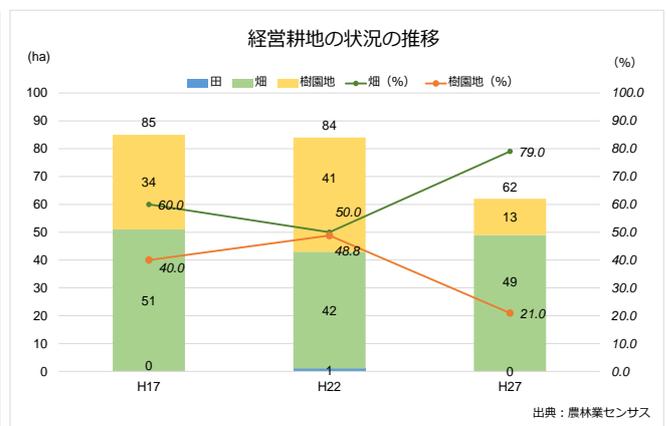
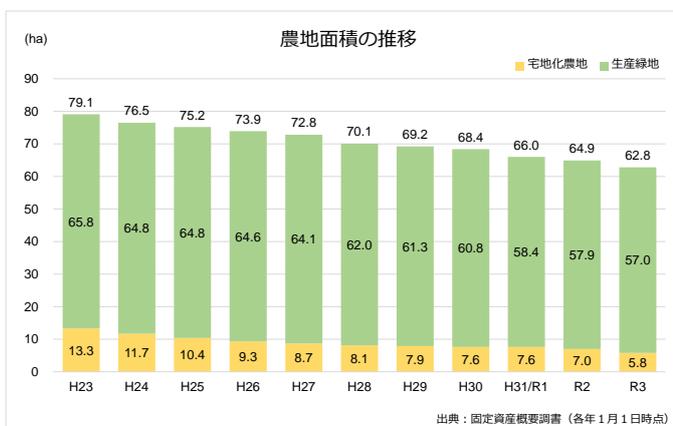
②農地

■農地面積

- ・令和3年の農地面積は62.8haで、うち約91%は「生産緑地面積」(57.0ha)となっています。
- ・農地面積は年々減少傾向にあり、平成23年と比較すると16.3haほどの農地が失われています。なかでも宅地化農地の減少幅は大きくなっています(約50%)。

■経営耕地面積

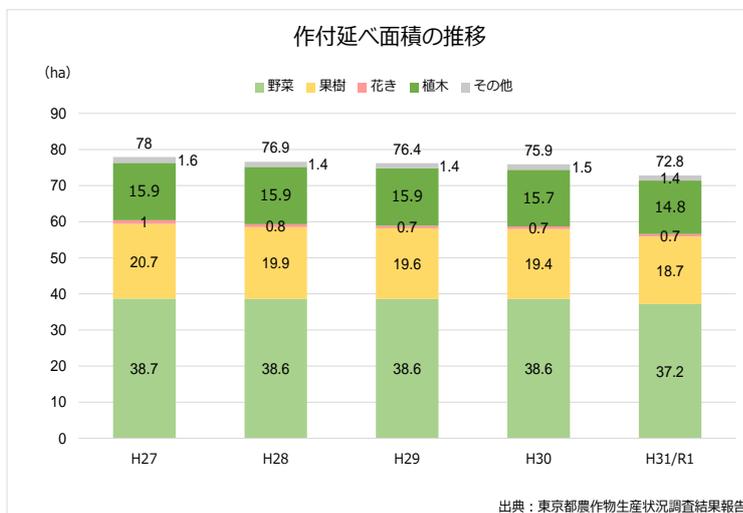
- ・平成27年の経営耕地面積は、「畑」が約79%、「樹園地」が約21%を占めています。
- ・平成17年と比較すると、経営耕地総面積は23ha減少しています。「畑地面積」は若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。一方、「樹園地」は、半分以上(約62%)減少していることから、植木生産から野菜等の生産への転換が進んでいます。



③営農

■作付延べ面積

- ・平成31(令和元)年の作付延べ面積は「野菜」が37.2haで最も大きく、次いで「果樹」(18.7ha)、「植木」(14.8ha)、「花き」(0.7ha)となっています。
- ・農産物別に作付延べ面積をみると、作付面積が最も大きな作物は「クリ」(9.5ha)で、次いで「コマツナ」(3.1ha)、「バレイショ」(2.9ha)となっています。



農産物作付延べ面積上位10品目 (H31/R1年)

順位	品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万)
1	クリ	9.5	7	1
2	コマツナ	3.1	44	21
3	バレイショ	2.9	44	6
4	ホウレンソウ	2.8	24	10
5	ダイコン	2.5	80	7
6	キウイフルーツ	2.5	16	6
7	カキ	2.3	12	4
8	スイートコーン	1.7	12	3
9	ブロッコリー	1.5	12	3
10	エダマメ	1.3	10	7

出典：東京都農作物生産状況調査報告書

■農産物産出額

- 平成 31（令和元）年の農業産出額は約 3 億 1,008 万円です。平成 30 年から平成 31（令和元）年にかけて大幅な減少がみられます（約 1,200 万円減）。
- 産出額が最も高い農産物はコマツナで、次いでナス、ホウレンソウとなっています。果樹においては、キウイフルーツの産出額が最も高く、次いでブルーベリー、カキとなっています。



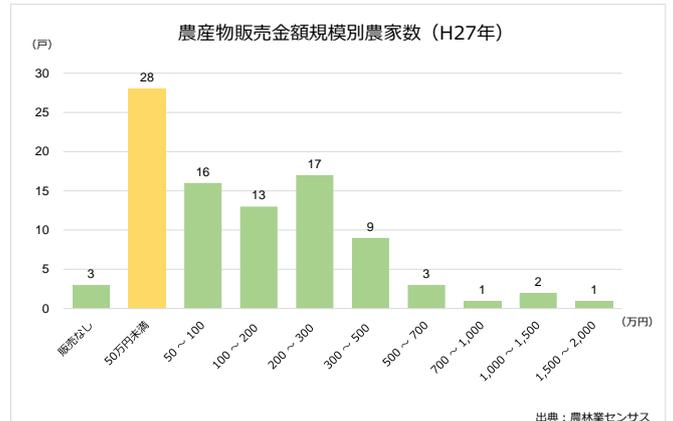
農産物産出額上位 10 品目 (H31/R1年)

順位	品目	産出額 (百万)	面積 (ha)	収穫量 (t)
1	コマツナ	21	3.1	44
2	ナス	15	1.3	74
3	ホウレンソウ	10	2.8	24
4	キュウリ	8	1.3	24
5	ダイコン	7	2.5	80
6	エダマメ	7	1.3	10
7	パレイシヨ	6	2.9	44
8	キウイフルーツ	6	2.5	16
9	ブルーベリー	5	1.2	3
10	カキ	4	2.3	12

出典：東京都農作物生産状況調査報告書

■農産物販売金額

- 平成 27 年の販売金額規模別農家数は、「50 万円未満」が 28 戸（約 30%）と最も多く、次いで「200～300 万円」が 17 戸（約 18%）、「50～200 万円」が 16 戸（約 17%）と、農産物の販売金額が小規模の農業者が多い傾向にあります。



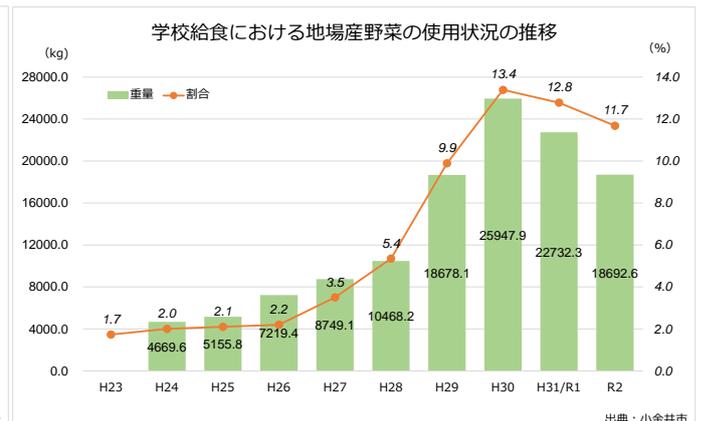
④農産物の流通・販売

■出荷先

- 平成 27 年の農産物の出荷先は、「自営の直売所」を合わせた、消費者への直接販売が約 40% を占めており最多です。次いで、「JA」が（約 18%）、「小売業者」（約 13%）となっています。最も少ないのは、「インターネットによる販売」（約 0.5%）です。

■学校給食

- 令和 2 年度の学校給食における地場産野菜の使用総量は 18,692.6kg で全体の約 11.7% です。
- 平成 29・30 年度は大幅に増加していますが、平成 31（令和元）年度以降は減少傾向です。
- 学校給食では、地場産野菜の他、地場産のハチミツやルバーブジャムも使用しています。



⑤「農」とまちづくり

小金井市では、市内の農業者や市民などにより、以下のような取組が進められています。

以下のイベント等の写真をキャプション入りで掲載

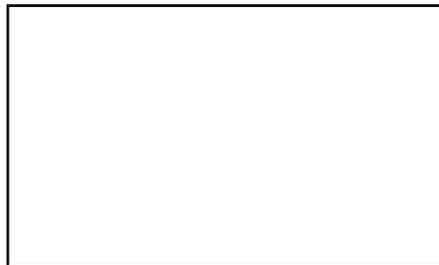
- 農業祭（農業振興品評会）、産業祭り、道草市、こがね市、文旦祭等
- 市民農園、（仮称）セミナー農園、体験型市民農園
- 江戸の農家みち
- 小金井産の加工品等



（例）農業者によるイベントを通じた食育や地域交流の取組



（例）商業者や子育て・福祉事業者と連携した取組



（例）農地での収穫体験イベント

2 小金井農業の特徴

小金井市の農業の特徴について、基礎調査、アンケート調査及びヒアリング調査に基づき、5つの視点から「強み」と「弱み」にまとめました。

強み

① 農業者

- ・元気で、積極的な若手農業者が活躍している
- ・多品目生産や高付加価値化、イベントへの参加等、様々な取組を行っている農業者が多い

② 農地

- ・農地保全を求める市民の声が多い（約76%）
- ・農地利用の規模の縮小を考えている農業者が少ない（約15%）

③ 営農・経営

- ・住宅地と農地が共存しており、近くに消費者が多い
- ・減農薬など、安心安全な生産に取り組む農業者が多い

④ 地産地消

- ・地場産農産物の購入を希望する市民が多い（約80%）
- ・住宅地と農地が近いため、新鮮な農産物の提供ができる

⑤ 異業種連携・まちづくり

- ・市民によって「農」に関する素敵なイベントが行われている
- ・子育て世帯が多く、教育に関心の高い市民が多い
- ・地域貢献に積極的な農業者が多い

弱み

① 農業者

- ・農業者が年々減っている（5年間で約20戸）
- ・担い手の減少が懸念（農業後継者がいる世帯は約30%）

② 農地

- ・農地が年々減っている（年間約10,000㎡=100a=1ha）
- ・農地の集約化（面的にまとまって耕作できる状態）が困難

③ 営農・経営

- ・農地面積が30a未満の農業者が多い（約74%）
- ・年間農業所得が200万円未満の農業者が多い（約80%）

④ 地産地消

- ・直売所があることを知らない、または知っているが利用したことはない市民が多い（約41%）
- ・農産物をスーパーで購入する市民が多数を占めている（約96%）

⑤ 異業種連携・まちづくり

- ・異業種連携が十分とはいえない
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、イベント等を行うのが難しい

3 小金井市における農業振興の課題

小金井農業の特徴を踏まえ、本市の農業振興の課題として、主に5つに分類しました。

5つの課題

① 担い手の減少 への対応

◆後継者への支援

- ・後継者が働きやすい環境の形成、家族経営協定などの活用

◆担い手の減少への対応

- ・新規就農者への支援、女性や団体等が参画するための環境整備
- ・高齢化への対応や繁忙期の人員などの確保

② 農地の減少 への対応

◆生産緑地の維持・保全

- ・生産緑地指定後30年が経過する生産緑地買取申出への対応
- ・特定生産緑地制度や相続税納税猶予制度等の周知

◆農地の貸借の促進

- ・高齢化や農地保全への対応、限られた農地の有効活用

◆市民の農業への理解

- ・都市農業の多面的機能（食育・防災・環境・教育・福祉・交流など）を通じた理解の醸成

③ 農業経営 の安定化 に向けた 環境の整備

◆生産性の向上

- ・限られた農地における生産性の向上、作業の効率化への支援
- ・農産物の販売金額が少ない層への対応
- ・意欲ある農業者への対応

◆販売力の向上

- ・地場産農産物の販売・利用促進、新しい販路の開拓

④ 地産地消の 促進

◆食や環境を意識した農業

- ・安心安全な農産物の生産・供給
- ・食や農業についての理解の醸成

◆消費者への対応

- ・小金井産農産物の認知度の向上、購入機会の拡充

◆農にふれる環境づくり

- ・農業体験やイベントなどの交流機会の拡充

⑤ 「農」のある まちづくり の推進

◆環境問題・環境志向の高まりへの対応

- ・環境保全型農業の推進

◆他分野との連携

- ・交流機会の創出による商業・福祉・教育など他分野との連携

Ⅲ 施策の体系

1 目標とする将来像と5つの基本施策

" 「魅力」「豊かさ」「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井 "

目標とする将来像として、" 「魅力」「豊かさ」「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井 " を掲げます。

この将来像は、本市の農業振興における5つの課題の解決に向けた施策を展開する上で、「農」に関わる様々な主体が目指すべき方向を共有するためのイメージとして設定します。

また、将来像を実現していくための施策を展開していくにあたり、個々の施策を束ねる柱として、次の5つの基本施策を定めます。

〈基本施策〉 個々の施策を束ねる5つの柱



都市における農業を魅力あるものにするためには、農業者が生き生きと働ける環境と農地の確保が不可欠です。

個々の農業者が安定的・持続的に農業経営ができることにより、職としての「農業」の魅力が高まり、また、担い手の確保や新たな農業経営の展開、魅力を生み出すための取組につながります。

そのためには、様々な機能を持つ都市農業や都市における農地の魅力を、小金井市に住む人に広く知ってもらうことが大切です。

その中で農業に関心を持ち、「農」に関連する取組に参画しようとする人も増えていくことにより、農業者と他分野との連携や様々な主体による「農」の魅力が生み出されます。

そのような「農」の取組や交流を通じて、人と人が楽しみながらつながっていくことで新たな魅力創出の機会が生み出されていきます。

本計画では、5つの基本施策を展開することにより、「農」の**魅力**を育み、暮らしを**豊か**にし、また、それを楽しむ市民の**笑顔**の輪を広げていく循環を通して、まちの活性化や小金井らしい農業の振興につなげていくことを目指します。

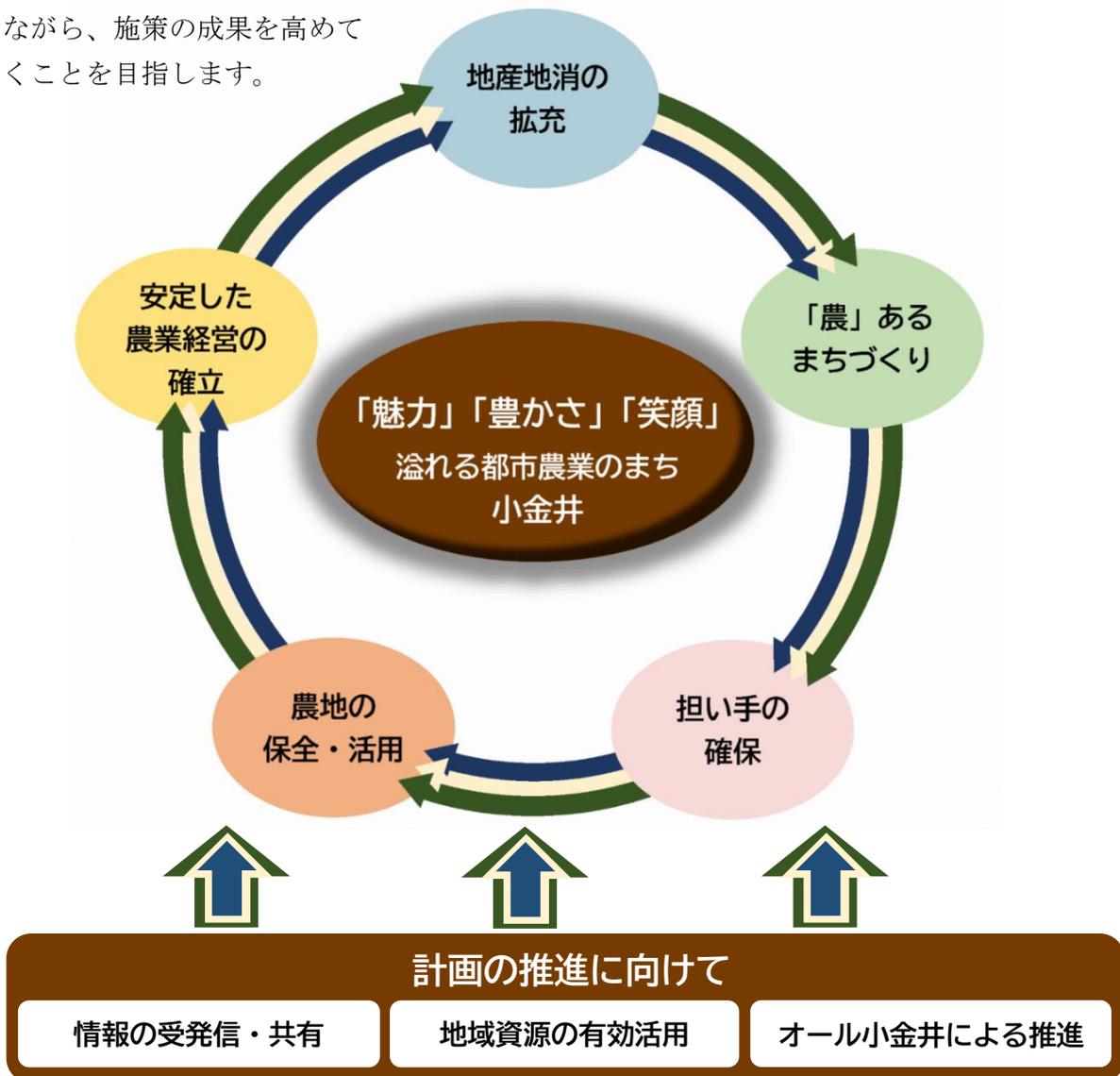
2 施策の展開

5つの基本施策は、バラバラに進めていくのではなく、相互に補完・連携し合う関係です。

また、計画を推進し、将来像を実現していくためには、行政だけでなく、農業者やJA東京むさし、事業者、団体、市民など、様々な主体が連携・協力していくことが大切です。

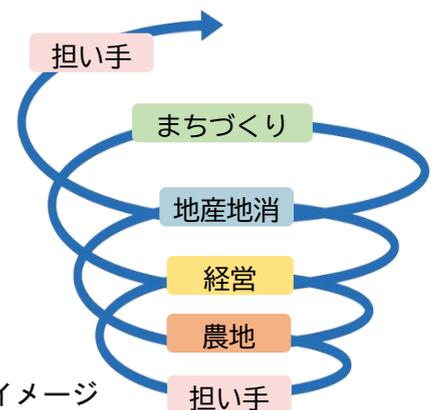
そのため、各施策を推進していくための推進力・共通の基盤（軸）として、「情報の受発信・共有」、「地域資源の有効活用」、「オール小金井による推進」の3つの方針を定めます。

これら3つの方針を意識した仕組みづくりを行うことによって、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



施策同士の良い循環を促し、スパイラルアップしながら、将来像の実現を目指します。

こうした施策の実現過程を通じて、ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しいライフスタイルの提案や小金井への愛着が醸成されていくことを期待しています。



■施策の循環イメージ

IV 基本施策と主な施策の内容

〈基本施策〉

〈施策〉

1 担い手の確保

現在の担い手やその後継者、新規就農者、団体など多様な担い手の育成を支援し、農作業に限らず幅広い営農支援を目指します。

- 1-1 認定農業者・認証農業者の育成・支援
- 1-2 後継者の育成・支援
- 1-3 多様な担い手の確保
- 1-4 幅広い営農支援の機会創出

2 農地の保全・活用

法制度の周知・活用や貸借の促進等により農地を保全し、農地が有する多面的な機能への理解促進を図ります。

- 2-1 農業関連法制度の周知・活用促進
- 2-2 農地の貸借の促進
- 2-3 多面的機能の理解促進

3 安定した農業経営の確立

消費者のニーズ等を把握し、生産性や販売力の向上などにより、安定した農業経営の確立を目指します。

- 3-1 農業生産性の向上
- 3-2 販売力の向上
- 3-3 意欲ある農業者の支援

4 地産地消の拡充

消費者側からの農業振興として、食育や農産物の購入機会の拡充、ふれあい農業などを進め、地産地消の拡充を目指します。

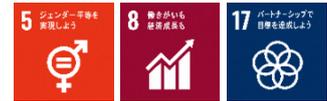
- 4-1 安全な農産物の生産支援
- 4-2 食育の推進
- 4-3 購入機会の拡充

5 「農」あるまちづくり

従来の農業振興における取組を大事にしつつ、新たな視点からの「農」を中心としたまちづくりを進めていきます。

- 5-1 ふれあい農業の推進
- 5-2 環境と共生する「農」の推進
- 5-3 農商・農福・農学の連携促進
- 5-4 「農 x ○○」の取組促進

1 基本施策1 担い手の確保



1-1 認定農業者・認証農業者の育成・支援

農業者や生産団体等に対して、国、都及び市等から設備導入の補助等のさまざまな支援を受けることができる**認定農業者及び認証農業者**（以下、「認定・認証農業者」という。）の制度について周知を図ります。

また、認定・認証農業者に対しては、関係機関と連携しながら経営改善計画の目標達成に向けたフォローアップ活動や活用できるさまざまな補助制度に関する情報提供等の支援を行います。

農家の後継者世代や女性が働きやすい環境の形成に向けて、労働環境や役割分担等について取り決める**家族経営協定**の締結と認定・認証農業者の共同申請を推奨していきます。

〈主な取組〉

- 認定・認証農業者の育成・支援
- 活用できる補助制度等の情報提供
- 家族経営協定の普及促進

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

1-2 後継者の育成・支援

後継者が安心して農業に取り組めるよう、関係機関と連携した相談事業の充実を図ります。就農資金の借り入れや、給付金等の支援を受けることができる青年等就農計画制度の周知をはじめ、農業経営や栽培技術に関する研修会等の情報提供、若手農業者組織が行う事業等への支援も行います。

〈主な取組〉

- 国・都等の研修制度の活用促進
- 認定・認証農業者及び**認定新規就農者（青年等就農計画制度）**の周知
- 家族経営協定の普及促進
- 職としての魅力を高める取組に対する支援（新規）

施策の内容や目指すこと等が
イメージできる写真・図表等
を掲載します

1-3 多様な担い手の確保

都市農地の貸借制度を活用することにより、後継者はもとより、新規就農者や団体等の参画も見込まれることから、多様な担い手を確保するため、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報提供を図ります。

また、女性農業者が農業でいきいきと活動できる環境づくりに向けて、家族経営協定の締結の推進や起業活動を支援します。

新規就農者等の育成に向けては、青年等就農資金の借入れや農業次世代人材投資事業等の支援を受けることができる認定新規就農者（青年等就農計画制度）についての周知を図るとともに、関係機関と連携したフォローアップ等の支援を行います。

〈主な取組〉

- 新規就農者等への支援
- 女性が活躍できる環境整備
- 担い手確保育成支援のための事業の活用
- 国・都等の研修制度の活用促進（再掲1-2）



1-4 幅広い営農支援の機会創出

農業者の減少や高齢化に対応するため、援農ボランティアに加えて、広く市民や学生等と連携しながら、農繁期の人員確保やPR活動・販売促進の支援等、営農支援の機会を創出します。

また、援農ボランティアと農業者のマッチングや、双方のフォローアップなどについても、有効な仕組みを検討していきます。

〈主な取組〉

- 援農ボランティアの育成
- 援農ボランティアと農業者のマッチング及びフォローアップ
- 市民や学生等による営農支援の機会創出



2 基本施策2 農地の保全・活用



2-1 農業関連法制度の周知・活用促進

生産緑地の維持や保全に向けて、特定生産緑地制度や相続税納税猶予制度等の農業関連法制度に関する勉強会の開催支援や各種補助制度の周知を図ります。それと同時に、関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援をするとともに、市による農地の貸借や先行取得についても検討します。

また、農地の継続した利用や適正な管理に向けて、引き続き農地パトロールを実施します。

〈主な取組〉

- 生産緑地の追加指定の推進
- 特定生産緑地制度への移行の推進（新規）
- 相続税納税猶予制度の推進
- 各種補助金・助成金の周知及び活用支援
- 農地保全に向けた制度の検討や勉強会等への支援（新規）
- 農地としての保全につながる利活用方法の検討（新規）
- 農地パトロールの実施



2-2 農地の貸借制度の活用促進

農業者の減少・高齢化の進行を踏まえると、今後、営農が困難な生産緑地が増加することが見込まれます。そうした生産緑地について、都市農地貸借円滑化法による貸借制度を活用することによって、限られた生産緑地の有効活用及び保全につながります。

農地を貸したい人、農地を借りたい人を対象として、都市農地貸借円滑化法の周知や勉強会等の開催支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、相談窓口を整備し、生産緑地の貸借の促進を図ります。

〈主な取組〉

- 都市農地貸借円滑化法の周知と勉強会の開催（新規）
- 都市農地貸借に関する相談窓口の整備（新規）



2-3 多面的機能の理解促進

都市農地の保全に向けて、さまざまな「農」との交流機会を通じて、より多くの市民に農地が有する多面的な機能について周知を図り、都市農業への理解を深めます。

また、都の補助制度等を利用した防災兼用農業用井戸等の整備支援や食育・景観形成等の多面的機能の更なる発揮に向けた取組の検討・支援を行います。

〈主な取組〉

- 農地の防災機能の発揮に向けた取組支援（新規）
- 農業体験等を通じた食育の推進
- 農業景観の保全と理解促進
- 都市における農地の魅力の発信



写真・図



写真・図表

3 基本施策3 安定した農業経営の確立



3-1 農業生産性の向上

消費者ニーズの把握や生産性の向上に向けた取組、農業者の減少や高齢化に伴う労働力不足の経営体が農業を継続できるよう、農作業の省力化等を目的とした新技術・設備等の導入に向けた取組に対する支援を関係機関と連携しながら行うことにより、限られた農地における生産性の向上を後押しします。

〈主な取組〉

- 消費者ニーズに対応した作付支援
- 生産技術向上への支援
- 施設、設備、機械化の推進
- 農作業の省力化の推進
- 国・都等の補助制度の活用支援

写真・図表

3-2 販売力の向上

庭先直売所等の販売促進への支援を行います。また、消費者のニーズや経営に合った流通・ネットワークについての検討、飲食店・小売店等と連携した地場産農産物の販売や利用促進につながる取組への支援、民間企業等と連携した新たな販路の開拓やWEBを使った販路の拡大等について、関係機関や専門家によるアドバイスも含めた支援を行うことにより、地場産農産物の販売力の向上につなげます。

〈主な取組〉

- 庭先販売・共同直売所等の販売促進支援
- 地場産農産物（野菜・果物・花き・植木）の活用及び利用拡大に向けた取組への支援
- 消費者のニーズや経営に合った流通・ネットワークの検討に対する支援
- 飲食店や小売り店等と連携した地場産農産物の販売・利用促進
（地場産農産物販売コーナー等）
- 新しい販路の開拓支援

写真・図表

3-3 意欲ある農業者の支援

認定・認証農業者等の営農意欲の高い農業者に対して、農産物の高付加価値化や6次産業化、収益性の高い農産物や優良品種の研究、新技術等の導入、環境に配慮した省エネルギー農業の促進、GAP認証等の各種認証制度の取得支援等を行い、農業経営の展開を後押しすることにより、安定した農業経営の確立を図ります。

〈主な取組〉

- 農産物の高付加価値化・6次産業化の推進（新規）
- 収益性の高い農産物等の研究と農業経営の展開支援
- 新技術等の導入支援
- 環境保全型農業及びGAP導入の推進
- 他地域における先進事例の研究（新規）

写真・図表

GAP とは

GAPは、「Good（良い）Agricultural（農業）Practice（実践する）」の略称で、農業活動全般において、①～③の「良い農業のやり方」を守り、継続的に実践する取組です。

①食品（農産物）の安全 ②地球に優しい環境保全型の農業 ③労働の安全

第三者機関の審査によって、GAPを正しく実施していることを証明する認証制度があり、日本では、「GLOBALG. A. P.」、「ASIA GAP」、「JGAP」、「東京都GAP」等が普及している。認証を受けることで、GAPを実施していることを客観的に証明できるため、取引条件等にも活用されている。

出典：農林水産省、東京都産業労働局

6次産業化 とは

1次産業を担う農林漁業者が、1～3次産業それぞれの事業に総合的に取り組むことで新たな価値を生み出し、農産物などが元々持っている価値をさらに高め、農林水産業を活性化させる取組です。

1次産業 × 2次産業 × 3次産業 = 6次産業
農林漁業 製造業 流通・販売

出典：農林水産省

4 基本施策4 地産地消の拡充



4-1 安全な農産物の生産支援

安全な農産物の生産と環境に配慮した持続的な農業の推進に向けて、東京都エコ農産物認証制度等の各種認証制度の推進や取得支援や、農薬の使用量の低減等、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業の周知及び普及を図ります。

また、残留農薬等に対する土壌検査や環境にやさしい農業資材等の利用を推進することにより、安心して食べることができる地場産農産物を広め、地産地消を進めていきます。

〈主な取組〉

- 環境保全型農業の推進（再掲3-3）
- 環境にやさしい資材等利用の推進
- 土壌検査等の推進



4-2 食育の推進

農業振興に向けた「食」の視点からのアプローチとして、小中学校等と連携し、地場産農産物の学校給食への利用拡大を図ります。

また、収穫体験等の農業体験機会や料理教室・栄養講習会等を通じて、食や農業についての情報を正しく理解してもらうとともに、食を選ぶ力＝「食選力」を身につけることで、健康で安全な食生活の実現及び地場産農産物に関する消費者への普及啓発につなげていき、市内における消費の拡大を図ります。

〈主な取組〉

- 学校給食等への地場産農産物の利用拡大
- 農業体験機会の充実
- 農業を通じた文化の継承や学びの推進
- 料理教室・栄養講習会等の開催支援



4-3 購入機会の拡充

購入機会の拡充として、庭先直売所や共同直売所（JA東京むさし小金井ファーマーズ・マーケット）等の販売促進を支援します。

また、農業者や市内事業者等によるマルシェ等の地場産農産物を購入できる機会の創出や拡充、飲食店等との連携や消費者のニーズを捉えた購入機会の拡充等の取組に対する支援を行い、地場産農産物のPRや利用促進を図ります。

〈主な取組〉

- 庭先販売所・共同直売所等の販売促進支援（再掲3-2）
- マルシェ等の開催支援
- 飲食店等における地場産農産物の利用促進
- 消費者の利便性を考えた購入機会の拡充支援

写真・図表

写真・図表

5 基本施策5 「農」あるまちづくり



5-1 ふれあい農業の推進

「農」とふれあう機会の創出に向けて、各農家や農園が取り組んでいる農業体験を拡充するとともに、市民農園や体験型市民農園等の整備を通じて、子どもから高齢者まで「農」に親しむ機会を身近な地域で展開します。

また、農業祭をはじめとした「農」や食に関連するさまざまなイベントや交流の機会を通じて、農業者と市民、商工・観光関係団体等のさまざまな分野の団体との連携や交流機会を拡充し、「農」に関連する地域資源の活用・発掘や地域コミュニティの活性化を図ります。

〈主な取組〉

- 市民農園・体験型市民農園・学童農園等の整備
- 「農」に関する講座や菜園教室等の推進
- 各種イベントや交流会等の開催支援

写真・図表

5-2 環境と共生する「農」の推進

環境と共生する「農」の拡充に向けて、食品リサイクル堆肥を活用した土づくりの取組等を継続するとともに、市場に出回らず廃棄されている農産物の販売・活用も含めたフードロスの抑制を進める等、環境志向の高まりや市民意識の変化等に対応した環境にやさしい小金井農業の形成を目指します。

〈主な取組〉

- 食品リサイクルたい肥活用の推進
- フードロスの抑制（新規）
- 環境保全型農業の推進（再掲3-3、4-1）
- 環境にやさしい資材等利用の推進（再掲4-1）
- 市内の花き・植木の利用による地域緑化活動の推進（再掲2-3）
- 農業景観の保全と理解促進（再掲2-3）

写真・図表

市民農園 と 体験型市民農園 のちがい

市民農園 は、区市町村やJA、団体等が借り受けた農地、または、農業者自らが所有する農地を小さい区画（10～15㎡）に区切り、市民に利用してもらう農園です。貸付期間は1～3年程で、自分で何を作るのか考え、必要資材等を揃え、比較的自由に農産物を栽培することができます。

体験型市民農園 は、農業者自らが開設し、市民に利用してもらう農園です。利用者は30㎡程の区画で、苗や資材等が整備された環境のもと、農園主の指導受けながら、農業体験を行うことができます。

出典：東京都産業労働局

5-3 農商・農福・農学連携の促進

農業以外のさまざまな業種との連携・協力関係の構築に向けて、農商・農福・農学連携に向けたきっかけづくりを農業者とともに進めていきます。

〈主な取組〉

- 市内の飲食店等の事業者との連携支援
- 他分野との連携による農産物の高付加価値化・6次産業化の推進（新規）
- 高齢者や障がい者を対象とした農業体験の拡充（新規）
- 学校教育、市内・近郊の大学や専門学校との連携（新規）
- 学生の参画機会の拡充（新規）

写真・図表

5-4 「農 x ○○」の取組促進

公的空間の「農」的な活用として、例えば、公園等の市有地を活用して植木の展示会を行うことや地場産農産物の無人販売所の設置等の取組が考えられます。

また、駅前や駅舎内・道路等の公共空間を利用した新しい形でのPR活動や「農」に関連するイベントの開催等も考えられます。

こうした取組について、関係機関と連携しながら活用について研究を進めていきます。

〈主な取組〉

- 「農」の観光資源化の検討・促進（新規）
- 異業種交流の機会や連携イベントの拡充
- 市有地等の公的空間の「農」的活用の研究
- 「農」によるにぎわいづくりの研究（新規）

写真・図表

フードロス（食品ロス）とは

フードロスとは、本来食べられる食べ物が捨てられてしまうことをいいます。フードロスは食べ物が無駄になるだけでなく、地球環境にも悪影響を与えます。1人ひとりが日常生活でできることを意識して取り組むことが大切です。

日本の1年間の食品ロス
約570万t（令和元年度）



国民1人当たりの1年間の食品ロス
約45kg

出典：農林水産省

V 計画の推進

1 計画の推進に向けて

計画を推進していくためには、行政だけでなく、農業者やJA東京むさしはもとより、広く市民や事業者、団体などが連携・協力しながら、計画を推進していくことが求められています。

本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために、次の3つを計画の推進に向けた方針として定めます。

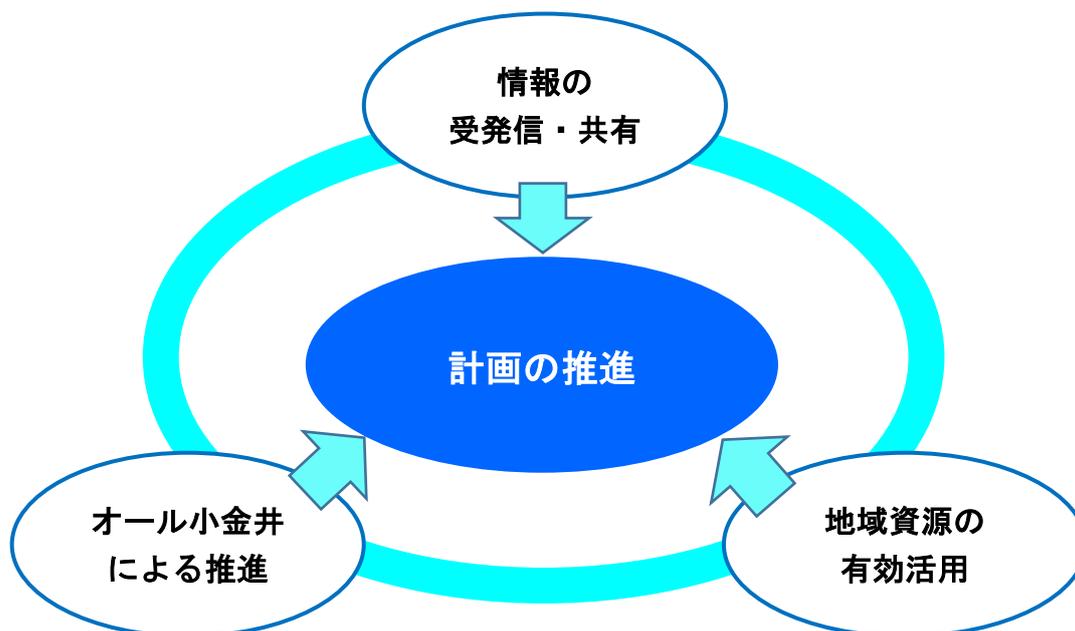
【計画の推進に向けた方針】

- 1 情報の受発信・共有
- 2 地域資源の有効活用
- 3 オール小金井による推進

これら3つの推進に向けた方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたって目指す方向性を示しています。

施策が、何をするか（WHAT）を示しているとするれば、推進に向けた方針は、どのようにするか（HOW）を表しています。

これら3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



(1) 情報の受発信・共有

必要な情報の受発信や共有を通じて、農業や農地に親しむ環境を形成し、市民・農業者・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

① 情報の受発信

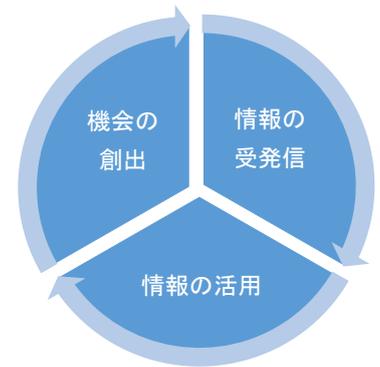
地場産農産物や「農」に関する各種取組等、情報の受発信力を高め、伝達方法も含めて、適切な情報共有の推進を図ります。

② 情報の活用

地域や行政等の情報を有効に活用することで、出会いや交流のきっかけや取組の広がりへとつなげていきます。

③ 機会の創出

情報の受発信や活用により生み出されたきっかけを育みながら、小金井の農業を振興していく機会を培っていきます。



(2) 地域資源の有効活用

市内のさまざまな地域資源を有効に活用することで、「農」を通じた生産・流通・消費・食を通して、小金井らしい風景や文化、豊かな暮らしを形成する方向で進めていきます。

① 地域資源の再発見

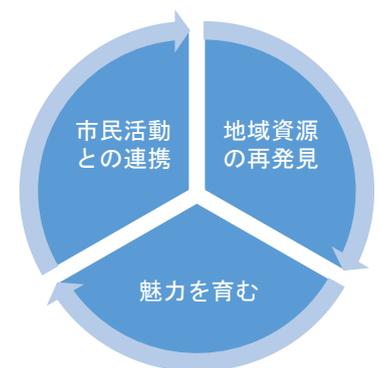
さまざまな取組を通じて、多角的な視点から「ヒト・モノ・コト」等の多様な地域資源を掘り起こしていきます。

② 魅力を育む

市内各地の身近な「農」と触れ合いながら、地域資源を知り、体験し、味わい、また、そうした体験を通して自らが魅力を生み出すことに関心が芽生え、参画しようとする人が増えていくことで魅力創出の輪を広げていきます。

③ 市民活動との連携

市民によるさまざまな活動と連携しながら、農業振興の取組を進めていくことで、施策の成果や波及効果を高めていきます。



(3) オール小金井による推進

農業振興に向けた取組を、世代や地域、市民や行政、分野や組織といった垣根を越え、横断的にオール小金井で進めていくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

① 日常的な交流

農業者や関係者だけで進めるのではなく、出会ったことのない人たちが交流する機会や場をつくりながら進めていきます。

② 都市農業の可能性の拡大

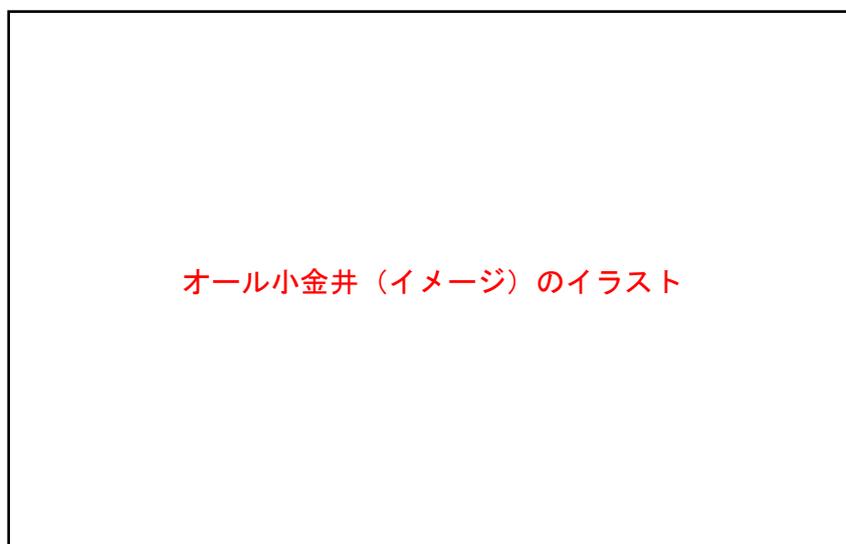
さまざまな人や団体等との連携・協力関係を築きながら進めていくことで、都市農業の可能性を広げていきます。

③ 計画の着実な推進

オール小金井で協力することにより、法制度の改正や社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応しつつ、着実に推進していきます。



オール小金井による推進（イメージ）



オール小金井とは、小金井市内の各分野の市民や団体などが、「農」を中心に協力・連携して計画を推進することです。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の体制

市は、本計画を進行管理する主体として、市の取組を推進するとともに、JA東京むさし等の関係団体、事業者、市民の事業や活動に対して必要な支援を行うとともに、各取組の実施状況を点検・評価し、課題解決に向けた検討を行います。

また、国・東京都・東京都農業会議等の関係機関や有識者による専門的で幅広い視点からの提言等を踏まえながら、福祉・教育・環境等の関連分野と連携しつつ、本計画の進行管理を行います。

その他、農業委員会の活動等を通じて近隣地域との自治体間連携を図ります。

(2) 進行管理の進め方

本計画は、第5次基本構想・基本計画の評価とも連動し、基本計画で掲げた指標をもって最終年度に評価を行います。また、年度ごとに重視する取組を位置付け、その取組の実施状況の点検・評価を毎年度行い、その結果を踏まえながら、小金井市の財政状況等と調整しつつ、次年度以降の事業展開につなげていきます。

その際、社会経済情勢の変化、法制度の改正といった外部要因等も反映させつつ、成果の最大化を狙うとともに各施策間のバランスの調整等も併せて検討していくことが有効であると思われます。

こうした進め方により、実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上する仕組みへと改善する方向で進行管理を進めていきます。

VI 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、本市が目標とする将来像を実現するため、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、東京都農業振興基本方針及び本市の関連する計画を踏まえ、以下に基本構想を定めます。

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本計画終了時（令和12年度）の目標指標を以下のとおり設定します。

(1) 農家数

令和2年の農家数は127戸（令和2年農林業センサス概数値）であり、平成22年と比較すると10年間で42戸（約25%）減少しています。今後も減少傾向が続くものと考えられますが、本計画に基づく施策を講じることによって減少率を20%に抑え、令和12年度の農家数102戸を目標とします。

目標指標	現状値	目標値
農家数	127戸	102戸
農地面積	62.8ha	52.4ha
認定農業者数	24戸	19戸
認証農業者数	5戸	10戸
新規就農者数	2人	3人

(2) 農地面積

令和3年1月1日の農地面積は62.8ha（固定資産概要調書）であり、平成23年から令和3年まで約16.3ha、平均で年約2.1%の減少が続いています。今後も相続等のやむを得ない事情による農地の減少などが想定されます。本計画に基づく施策を講じることにより減少率を年約2%に抑え、令和12年度の農地面積を52.4ha確保することを目標とします。

(3) 認定農業者数・認証農業者数・新規就農者数

令和2年度の自らの農業経営に積極的かつ意欲的に取り組む認定農業者数は24戸で、農家戸数の約19%、市独自基準の認証農業者数は5戸で、農家戸数の約4%です。農地面積が減少していく中、農業経営はさらに厳しい環境となることが予想されますが、今後も積極的に認定農業者制度の啓発を行うとともに、認定農業者の経営改善計画の達成に向けて、国・都の支援策等を活用するほか、引き続き市独自の支援策を重点的に行っていくことにより、令和12年度の認定農業者は19戸（農家総数の約19%）、市独自基準の認証農業者は10戸（農家総数の約10%）を目標とします。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に努めます。

本市の令和2年度の新規就農者は2人、過去5年間の平均は約2人となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮しますと、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を約2倍とする目標がありますが、本市の状況を鑑みまして年間3人程度の当該青年等の確保を目標とします。

本市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京むさし、市内生産団体等と連携しながら重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(4) 農業所得目標と労働力・労働時間

本市が設定した目標とする将来像を目指し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、小金井市における主要な営農類型は次のとおりです。

なお、効率的かつ安定的な農業経営に示された農業労働時間及び農業所得目標が達成可能となる主要な営農類型を有効に組み合わせた複合経営も考えられます。

また、経営管理の方法については、複式簿記記帳により経営と家計との分離を図ることや青色申告の実施を推進します。農業従事の態様については、家族経営協定による給料制や休日制の導入、農繁期の援農ボランティアや臨時雇用従事者の活用を図ります。

(1) 地域農業をリードする経営体モデル（所得目標800～1,000万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
市場（契約） 出荷型野菜経営	耕地面積 150a（施設30a） 作付面積 300a（施設100a）	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	2.5 （雇用1）	1,000	トラクター、シーダーマルチャー、移植機、予冷機、
契約 + 直売型野菜経営	耕地面積 80a（施設5a） 作付面積 80a（施設5a）	トマト、ナス、キュウリ、スイートコーン、エダマメ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ等	2	800	パイプハウス
果樹経営（直売）	耕地面積 100a 作付面積 100a	日本ナシ、ブドウ、ブルーベリー、カキ等	2 +（雇用1）	800	果樹棚、スピードスプレーヤー、スプリンクラー
鉢花 + 花壇苗経営	耕地面積 30a（施設15a） 作付面積 30a（施設15a）	シクラメン、サイネリア、ノースポール、ジュリアン、パンジー、マリーゴールド、インパチェンス等	2 +（雇用1）	1,000	パイプハウス
緑化木の 生産と流通を行う 経営	耕地面積 150a 作付面積 150a	ハナミズキ、サクラ、モミジ、ベニカナメ、モッコク、キンモクセイ、サザンカ、ツバキ、コニファー類、グランドカバー等	2 +（雇用1）	1,000	パワーショベル、クレーン付きトラック、根切りチェーンソー

(2) 地域農業を担う経営体モデル (所得目標 500~700 万円)

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
野菜経営 (直売)	耕地面積 80 a 作付面積 80 a (露地)	トマト、ナス、キュウリ、 ダイコン、コマツナ、ホウ レンソウ、ジャガイモ等	1.5	500	
果樹経営 (直売)	耕地面積 80 a 作付面積 80 a	キウイフルーツ、日本ナ シ、ブルーベリー、カキ、 ブドウ等	2.5	500	果樹だな等
緑化用 苗木生産を行う 経営	耕地面積 畑 150 a 施設 2 a 作付面積 畑 150 a 施設 2 a	ハナミズキ、ケヤキ、サツ キ、ベニカナメ、モミジ、 ツツジ等	2	700	パワーシャベル、クレーン付きトラック、 トラクター
鉢花 + 花壇苗	耕地面積 30 a (施設 10 a) 作付面積 30 a (施設 10 a)	鉢物、花壇用苗物等	2	500	パイプハウス

(3) 地域農業の拡がりを支える経営体モデル (所得目標 300 万円)

営農類型	耕地、作付面積(a)	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
多品目の 野菜、花卉等 経営	耕地面積 60 a 作付面積 80 a	トマト、ナス、キュウリ、ダ イコン、コマツナ、ホウレン ソウ、ジャガイモ、カジュア ルフラワー、ウコッケイ等	2	300	ビニールハウス、トラクター、直売所、 堆肥場
野菜の直売 (加工品)と 体験農園の 複合経営	耕地面積 60 a、 80 a (体験農園を含む) 施設 30 a 作付け面積 60 a、 80 a 施設 30 a	多品目	2	300	パイプハウス、トラクター、播種機、 動力噴霧器、体験農園 10 a
緑化用 苗木生産を 中心とした 経営	耕地面積 畑 60 a 施設 2 a 作付面積 畑 60 a 施設 2 a	ツツジ、サツキ等	2	300	パイプハウス、動力噴霧器
果樹経営 (直売)	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	ブドウ、日本ナシ、ブルーベ リー、クリ、カキ、キウイフ ルーツ等	2	300	管理機、動力噴霧機、防葉シャッター

(4) 小金井市独自の指標

上記(1)～(3)に示した農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者認定基準としての営農類型とは別に、市単独の助成対象として認証するため、所得200万円の経営体モデルを想定します。

本市の農業は、農地規模は決して広くありませんが、消費地の中にあり市場立地としては恵まれています。しかし、様々な理由により、営農意欲の高い農業者ばかりではないのが現状です。そのため、より多くの農業者の意欲をかきたてるため、本市独自の経営体モデルを設けます。

また、ここに示した経営体モデルの他にも、営農類型の様々な組み合わせや体験農園等との複合経営、新たな取組によるものや、商業者との連携した加工品の製造等の他業種との連携による経営等も想定されます。

小金井市独自の経営体モデル（所得目標200万円）

営農類型	耕地、作付面積 (a)	労働力 (人)	主な施設・機械
果樹経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	管理機、動力噴霧器
多品目の野菜販売	耕地面積 20 a 作付面積 35 a	2	耕耘機、動力噴霧器、パイプハウス
植木、苗木生産を中心とした経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	動力噴霧器、パイプハウス

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、2に示す「(3) 地域農業の拡がりを支える経営体モデル」を指標とします。

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

令和2年度における認定農業者の1戸あたりの平均所有面積は約64aです。令和12年度の認定農業者数の目標19戸から、認定農業者の所有面積は約12.2haとなります。そのため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標は概ね次のとおりです。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
23%	

備考：12.2ha^{*1} / 52.4ha^{*2} = 23%

*1) 12.2ha：令和12年の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地

*2) 52.4ha：令和12年の小金井市の農地面積

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じて、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借の促進と農作業受委託等の取組を促進します。

その際、小金井市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りながら、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていきます。

5 農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとします。

資料編

1 用語解説

あ行

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために厚生労働省が公表した行動指針。

援農ボランティア

高齢化や人手不足等で困っている農業者を支援するために、ボランティアで農作業を手伝う市民のこと。東京都では、区市町村と連携しながら、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「東京の青空塾」において、農業に関心を持つ市民を対象に、農作業体験や農業者との交流等を通して、都市農業の意義や役割について理解を深めてもらい、農業者とともに安全で新鮮・良質な農産物の生産を担う援農ボランティアを養成し、認定している。

か行

家族経営協定

農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いを基に取り決めるもの。

基幹的農業従事者

ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地面積。自家で所有し耕作している耕地（自作地）と借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積。

小金井市観光まちおこし協会

観光と地域の人材、活動をつなぎ合わせて行政と連携しながらまちおこしを強力に進めていくことを目指して設立された一般社団法人。観光まちおこし戦略の企画立案や実施、観光まちおこしに関する情報の収集・発信、イベントの企画・実施、相談やマッチング等による観光まちおこし活動の支援等の業務を行っている。

小金井市商工会

法律等に基づき、国・東京都から許可を得て地域商工業全般の改善発達を図るために設立された地域経済団体。経営の手伝い（経営改善普及事業）、地域の活性化（地域振興事業）等の業務を行っている。

J A 東京むさし（東京むさし農業協同組合）

小金井市・武蔵野市・三鷹市・国分寺市・小平市の5市をエリアとした農業協同組合。農業協同組合法により設立された、農業者を主たる構成員とした協同組合であり、組合員の農業経営・技術指導、農産物の共同販売等の業務を行っている。

J A 東京むさしファーマーズ・マーケット

J A 東京むさし小金井支店が運営する小金井市内の農業者が生産した農畜産物（加工品を含む）の共同直売所。

市街化区域

計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべき区域を指定する。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

市民農園・高齢者農園

豊かな余暇活動を目的として、小面積の農地を利用して自家用野菜等の作物を栽培するための農園。令和3年12月現在、市が運営する市民農園は5園、高齢者農園は2園ある。

食育

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる取組。

生産緑地（制度）

⇒詳細は p. 42 参照

市街化区域の農地等のうち、良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地。営農継続義務が生じる代わりに、固定資産税等の軽減措置等が受けられる。

青年等就農計画制度（認定新規就農者）

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（① 原則18歳以上45歳未満の青年、② 特定の技能知識を有する中高年齢者（65歳未満）、③ ①・②の者が役員の大過半数を占める法人）が作成する「青年等就農計画」を市区町村が認定し、その計画に沿って農業を営む「認定新規就農者」に対して重点的に支援を行うための制度。

相続税納税猶予制度

⇒詳細は p. 43 参照

相続による農地の細分化を防止し、農業経営の継続を図る観点から、農業経営を継続する相続人が一定の要件を満たした場合に相続税の納税を猶予する制度。農業経営をやめた場合等には、猶予されていた相続税に加えて利子税を納めることになる。

た行

体験型市民農園

市が開設する市民農園とは異なり、農業者が開設する農園。利用者は、入園料・収穫物代金等を支払い、園主（農業者）の指導のもと自分の区画で農作業をし、プロの技術で栽培した様々な農産物を収穫することができる。

宅地化農地

三大都市圏の特定市の市街化区域内の生産緑地以外の宅地化の促進を図る農地等。生産緑地では、固定資産税等が一般農地として課税される一方、宅地化農地は宅地並み課税となり、相続税納税猶予措置の特例が適用除外となる。

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて6次産業化にもつながるもの。

中央農業改良普及センター

農業改良助長法に基づき、農業生産性の向上や農畜産物の品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営等を支援・指導するため、普及指導員を設置している東京都の機関。

東京都エコ農産物認証制度

土づくりや化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術を組み合わせ、化学合成農薬と化学肥料の使用量について、それぞれ東京都の慣行使用基準より削減して栽培された農産物を東京都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分がある。

東京都農業会議

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会等の支援・協力組織として、連絡調整、講習及び研修等の支援、農地に関する調査及び情報の提供、農業の担い手・就農支援、農地中間管理事業の業務等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする組織。昭和29年に設立し、平成28年に一般社団法人に組織以降し、同時に東京都知事による「東京都農業委員会ネットワーク機構」の指定を受けている。

特定生産緑地制度

都市農地の保全を図るため、生産緑地の指定告示日から、買取申出が可能となる 30 年経過前に、所有者等の申請により買取申出の期限を 10 年延長する制度。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の減税が継続され、新たな相続が発生した場合は相続税納税猶予制度の適応を受けることが可能。

都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画

⇒詳細は p. 41 参照

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の適正かつ十分な発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として平成 27 年に制定された法律。

都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画が平成 28 年に閣議決定され、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」へと位置付けを転換させた。

都市農地貸借円滑化法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律）

⇒詳細は p. 43 参照

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講じることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目的とした法律（平成 30 年 9 月施行）。この法律が施行されたことにより、生産緑地の貸借が行いやすくなった。

な行

認定・認証農業者制度

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画書）を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

小金井市では、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者認定基準としての営農類型とは別に、市単独の助成対象として認証するため、所得 200 万円の経営体モデルを想定した認証農業者制度がある。

農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストランのこと。

農業委員会

市町村に設置されている、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会。

農業経営基盤強化促進法

⇒詳細は p. 41 参照

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

農商連携

農林漁業者と商(工)業者が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・サービスの開発・生産を行い、需要の開拓を行うこと。

農地パトロール（農地の利用状況調査）

農業委員が農地を巡回し、農地が適正に保全管理されているか等を確認し、農業者へ助言や指導を行う。

農福連携

障がい者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性が期待されている。

農林業センサス

日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

は行

販売農家

経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

フードロス（食品ロス）

⇒詳細は p. 25 参照

人が食べるためにつくられ、本来食べられる食料が失われたり捨てられたりすること。

ま行

マルシェ

フランス語で「市場」を意味する言葉。農産物や加工品をはじめとする食材や花、衣類、工芸品等の生活必需品を取り扱う販売者が道端等に集合している様子の総称。

ら行

6次産業化

⇒詳細は p. 21 参照

農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

A～Z

G A P (Good Agricultural Practice)

⇒詳細は p. 21 参照

農業において、農産物（食品）の安全、環境保全、労働安全、人権保護等の持続可能性の確保を目的とした取組及び認証制度。農林水産省では「農業生産工程管理」と呼ばれ、導入を推奨している。

S D G s

⇒詳細は p. 44 参照

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。令和 12 年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標。

2 主な法制度の概要

(1) 都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画

平成 27 年施行

- 都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の適正かつ十分な発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。

都市農業の振興に関する基本理念として、以下①～③が示されました。

- ① 都市農業の有する多様な機能の将来にわたる適切・十分な発揮と、これによる都市農地の有効活用・適正保全
- ② 都市農業の多様な機能の発揮が都市の健全な発展に資するとの認識に立ち、都市農地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成
- ③ 都市農業の多様な機能等についての幅広い国民の理解と地域の実情に即した施策の推進

- 都市農業振興基本法に基づき、平成 28 年に閣議決定した都市農業振興計画では、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を都市に「あるべきもの」へとその位置付けを転換しました。
- 地方公共団体は、政府の都市農業基本計画を基本として、その地方公共団体における「都市農業の振興に関する計画（地方計画）」を定めるよう努められることとされました。地方計画の策定に当たっては、都市農業者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるための措置を講ずるよう努める必要があります。

出典：農林水産省・国土交通省（平成 27 年）、「都市農業振興基本法のあらまし」
農林水産省（平成 30 年）、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要」

(2) 農業経営基盤強化促進法

昭和 55 年施行／平成元年改正

- 農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

以下①～④のような措置を総合的に講じることとしています。

- ① 市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度
- ② 新たに農業経営を営もうとする青年等が経営目標を記載した青年等就農計画を認定する認定新規就農者制度
- ③ 農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を貸すことが出来るようにするための利用権設定等促進事業
- ④ 認定農業者への農地利用集積を円滑に行うための農地利用集積円滑化事業

- 市町村は、都道府県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針（基本方針）」に即して、地域条件に配慮して本法に規定された各施策の具体的な基準や推進方法を「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」に規定するものとしています。

出典：農林水産省（令和 2 年）、「農業経営基盤強化促進法の体系」

(3) 生産緑地法

昭和 49 年施行／平成 3 年改正／平成 29 年改正

- 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 500 m²以上*の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。
(*条例で 300 m²まで引き下げ可能。小金井市では 300 m²から指定可能。)
- 生産緑地に指定されると、「農地」として課税され、生産緑地ではない農地等と比較すると固定資産税等の税額が低く抑えられます。
- 生産緑地の指定から 30 年を経過したとき、または、主たる従事者の死亡・故障の限りにおいて、区市町に対して生産緑地を買い取るよう申し出る「買取申出」が可能となります。買取申出をして生産緑地を解除すると、その後も引き続いて農業を継続していたとしても、都内区市の市街化区域では相続税納税猶予制度の適用を受けることができません。

特定生産緑地制度

- 平成 29 年 6 月に、生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が平成 30 年 4 月に施行されました。
- 特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を所有者等の申請により 10 年延長する制度です。30 年を経過すると特定生産緑地を指定することができません。
- 特定生産緑地に指定されると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たに相続税納税猶予の適用を受けることが可能になります。

生産緑地の 2022 年問題

- 2022（令和 4）年に東京都内の生産緑地面積の 8 割以上が指定告示から 30 年を迎えると言われていています。これまで保全されている生産緑地について、農地保全義務の期限が切れることから、農地から他の用途に使用することが可能な状況になります。
- 生産緑地の 2022 年問題を前に、都市農業振興基本法の制定や生産緑地制度の改正、都市農地貸借円滑化法の創設など、都市農地保全と都市農業の振興に向けて制度改正や新しい制度の創設が進められました。

出典：国土交通省、「生産緑地制度の概要」

農業委員会・一般社団法人 東京都農業会議（令和 3 年）、「農地を守ろう」

一般社団法人 東京都農業会議（令和 3 年）、「ぜひ知ってください！！特定生産緑地制度」

(4) 相続税納税猶予制度

昭和 49 年施行／平成 3 年改正／平成 29 年改正

- 農地を農業目的で使用している限りにおいては到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられました（昭和 50 年度創設）。
- 相続又は遺贈により農地等を取得し、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格**を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除されます。（**東京都内では約 84 万円／畑 10a）
- 東京都内区市の市街化区域の農地で相続税納税猶予制度の適用対象となるのは、生産緑地に限られています（一部の市街化区域を除く）。
- これまでは、市街化区域で相続税納税猶予制度の適用を受けられるのは、原則、被相続人自らが耕作をしていた農地に限られていましたが、平成 30 年に都市農地貸借円滑化法が施行され、同法による貸借や市民農園としている生産緑地も相続税納税猶予制度の対象として扱われることになりました。

出典：農業委員会・一般社団法人 東京都農業会議（令和 3 年）、「農地を守ろう」

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借円滑化法）

平成 30 年 9 月施行

- 都市農地貸借円滑化法は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的としています。
- 貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行うもの又は特定都市農地貸付を行うもの（市民農園の開設者）により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければなりません。
- この法律では、農地法 3 条の許可要件である下限面積要件の適用はありません。また、事業計画の認定の要件を満たせば、法人等が借り受けることも可能です。
- 本法による生産緑地の貸借は、相続税納税猶予制度の適用が継続されます。また、貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は必ず所有者に返還され、貸借の更新も可能です。
- 生産緑地の貸付中に所有者に相続が発生した場合は、被相続人が、①貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受ける、または、②一定の要件のもと生産緑地の買取申出をすることが可能です。

出典：農林水産省（令和元年）、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要」

3 SDGsと小金井市農業振興計画

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、平成27年9月の国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12（2030）年までの国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動などに関する、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標及び169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の側面から、バランスがとれ統合された形で達成することとしています。

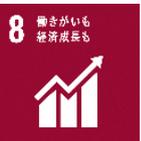
日本では、平成28年12月に国において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、基礎自治体に対してSDGsの達成に向けた取組が求められ、翌年平成29年には地方創生にSDGs達成の観点を取り入れるという考え方が示されました。

SDGsの17の目標

	目標1	貧困	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標2	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実施し、持続可能な農業を促進する。
	目標3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標4	教育	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標5	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う。
	目標6	水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標7	エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	目標8	経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	目標9	インフラ・産業化・イノベーション	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標10	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標11	持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標12	持続可能な消費と生産	持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標14	海洋資源	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標15	陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標16	平和	持続可能な開発のために平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々の司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(2) 各施策とSDGsの関係

小金井市農業振興計画の各基本施策がSDGsの目標にどのように対応しているのかを整理し、農業振興はもとより持続可能なまちづくりを目指し、取り組みます。

	基本施策1 担い手の確保	基本施策2 農地の保全・活用	基本施策3 安定した 農業経営の確立	基本施策4 地産地消の拡充	基本施策5 「農」ある まちづくり
 <p>2 飢餓をゼロに</p>				●	
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	●				
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	●	●	●		●
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		●		●	●
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>		●		●	●
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>		●			
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>		●		●	●
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	●	●	●	●	●

4 基礎調査

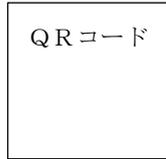
アンケート調査

調査期間	対象	配布数	回収状況
令和3年 7月1日(木)～7月20日(火)	市内の農業者	161票	回収数：151票 (回収率93.8%) 有効回収数：147票 (回収率91.3%)
	市民在住の 満18歳以上の市民	1,000票	回収数：354票 (回収率35.4%) 有効回収数：354票 (回収率35.4%)

ヒアリング調査

	調査期間	対象者・団体
農業	令和3年 6月24日(木)～8月10日(火)	小金井市農業委員会 JA東京むさし 小金井支店指導経済課 小金井市植木組合 小金井市植木組合若葉会 小金井市果樹組合 小金井市農産物生産組合 小金井市ファーマーズ・マーケット出荷者会 JA東京むさし小金井地区青壮年部 JA東京むさし小金井地区女性部
農園等	令和3年 8月6日(金)～8月24日(火)	会員制農場 市民農園 体験型市民農園
商業・観光等	令和3年 6月24日(木)～9月9日(木)	小金井市商工会 小金井市観光まちおこし協会
庁内関係各課	令和3年 7月2日(金)～8月12日(木)	地域安全課 防災消防係 環境政策課 緑と公園係 ごみ対策課 減量推進係 健康課 健康係 子育て支援課 子育て支援係 児童青少年課 児童青少年係 学務課 保健給食係 公民館 事業係

(1) アンケート調査結果

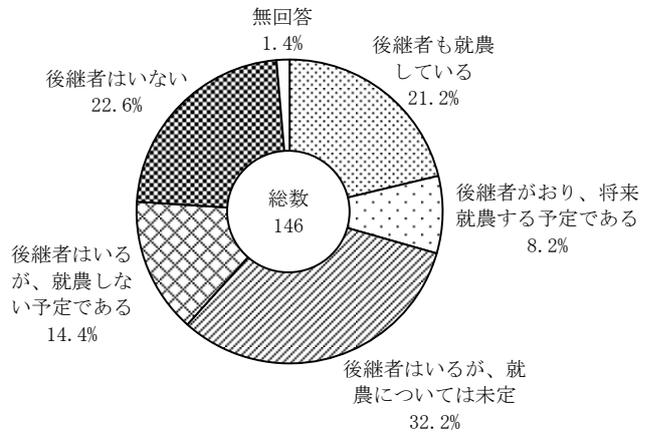


アンケート調査報告書は、市HPでご覧いただけます。

① 農業者アンケート（抜粋）

■ 後継者の状況

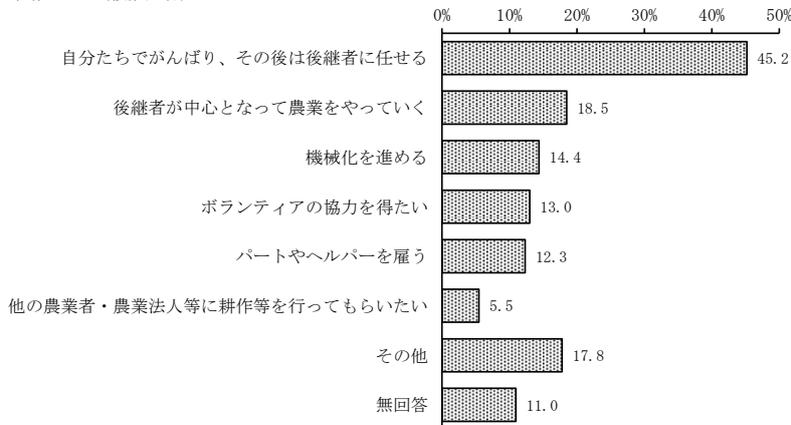
- ・「後継者も就農している」が 21.2%、「後継者がおり、将来就農する予定である」が 8.2%となっており、将来も就農が期待できる農業世帯は全体の 30%弱にとどまっています。
- ・22.6%が「後継者はない」、14.4%が「後継者はいるが、就農しない予定である」と回答しており、新たな担い手の見込めない農業者の割合は 37%で、後継者のいる世帯を上回っています。



■ 今後の担い手・労働力について

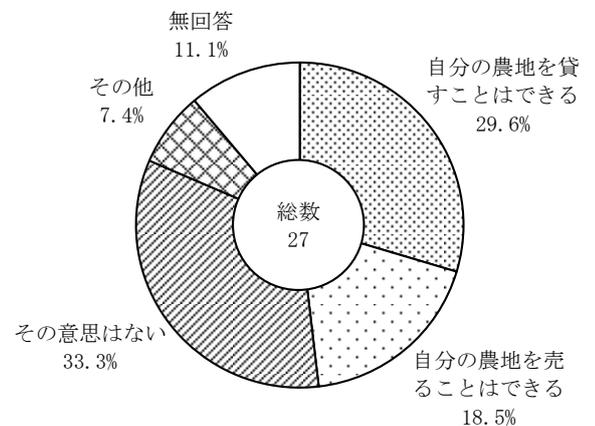
- ・「自分たちでがんばり、その後は後継者に任せる」が 45.2%で最も多くなっています。
- ・「機械化を進める」(14.4%)、「ボランティアの協力を得たい」(13.0%)、「パートやヘルパーを雇う」(12.3%) など、後継者以外の協力も検討されています。

総数=146（複数回答）



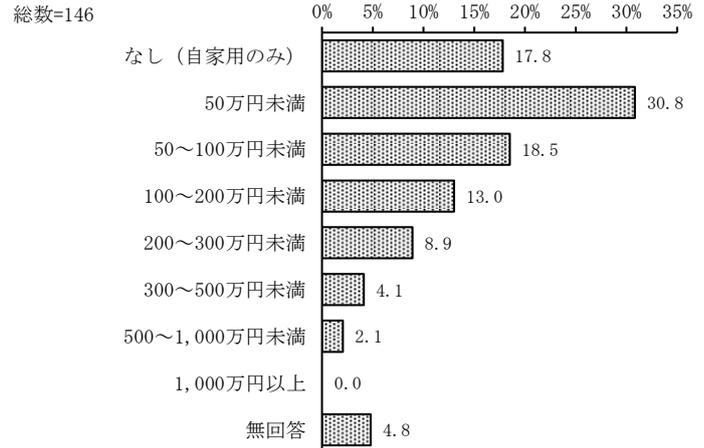
■ 農地の貸借・売却

- ・10年先の農業経営について、農地利用の規模の縮小を検討している農業者は全体の約 15%でした。そのうち貸借の意向がある農業者は約 30%、売却を考えている農業者は約 19%でした。このことから約半数弱の農業者において、農地の流動化が進むことが予測されます。

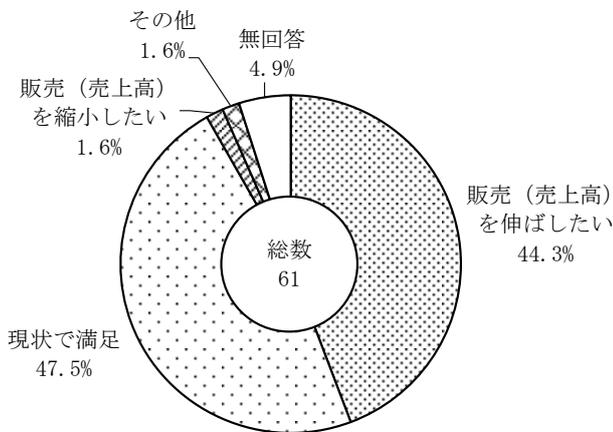


■年間農業所得

- ・「50万円未満」が約31%で最も多く、所得階級が上がるほど、比率が下がっています。
- ・農業経営以外の所得で生計を立てている農業者が多いと考えられます。



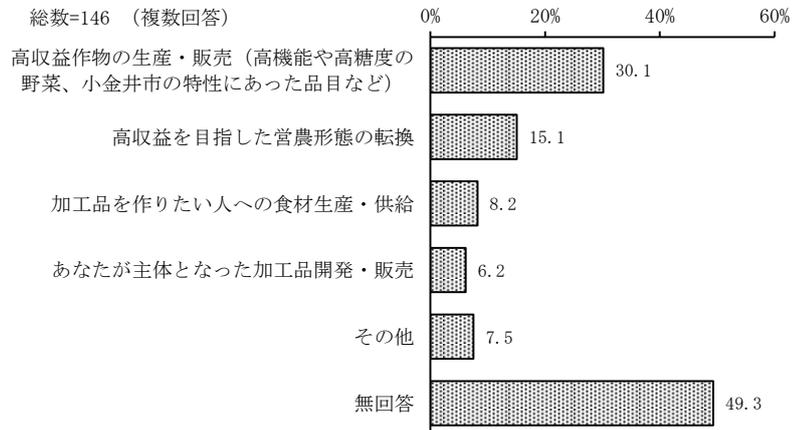
■今後の販売意向



- ・「現状で満足」が半数近くおり (約48%) で最も多くなっていますが、「販売 (売上高) を伸ばしたい」農業者も半数弱 (約44%) います。
- ・「販売 (売上高) を縮小したい」農業者は1.6%と少なくなっています。
- ・販売を伸ばしたい意向の農業者は、年齢層が低いほど多い傾向にあります。

■新しい取組への関心

- ・「高収益作物の生産・販売」と「高収益を目指した営農形態の転換」が合わせて約45%と、最も多くなっています。
- ・「販売を伸ばしたい」農業者の半数以上 (53.8%) が高収益作物の生産・販売への関心が高い傾向にあります。



■主な自由意見 (抜粋)

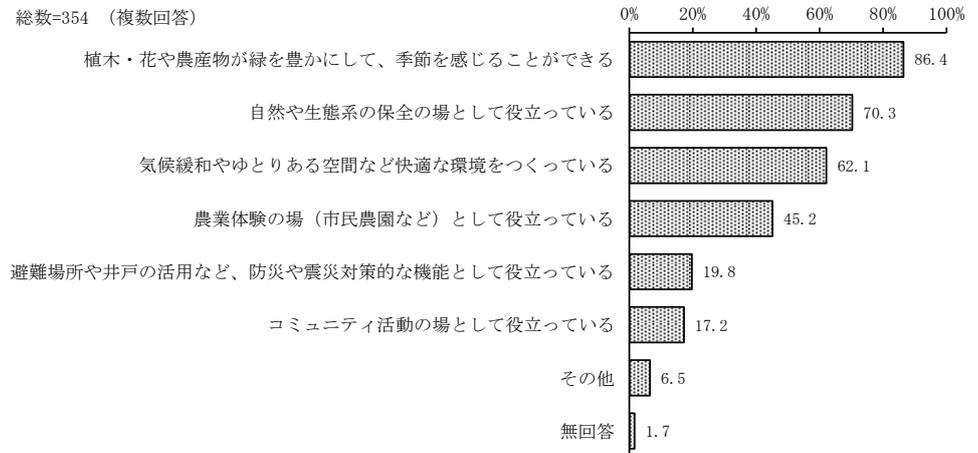
- ・後継者への情報提供 (制度など)。
- ・小規模営農者に対する支援の強化、各機関からの指導や提案。
- ・住宅地に点在する農地の存在価値を見出し、農業収入の意義ある位置づけが大切。
- ・地産地消の拡充。自動販売機等の購入支援。
- ・子どもたちへの働きかけを通じて、家庭内にも地元野菜の良さを広げてほしい。
- ・特産品を作る (オリジナル品種、加工品など)。
- ・地域コミュニティとの連携を増やし、開かれた農業にしていきたい。

②市民アンケート（抜粋）

■農地の多面的機能

・住環境や自然環境の保全・向上に関する効果を感じている市民は60%を超えている一方で、防災やコミュニティ形成への効果を感じている市民は10%代で少ない傾向にあります。

・「農業体験の場として役立っている」と回答した市民は、18歳未満の子どもがいる子育て世代（65.5%）に多くみられました。

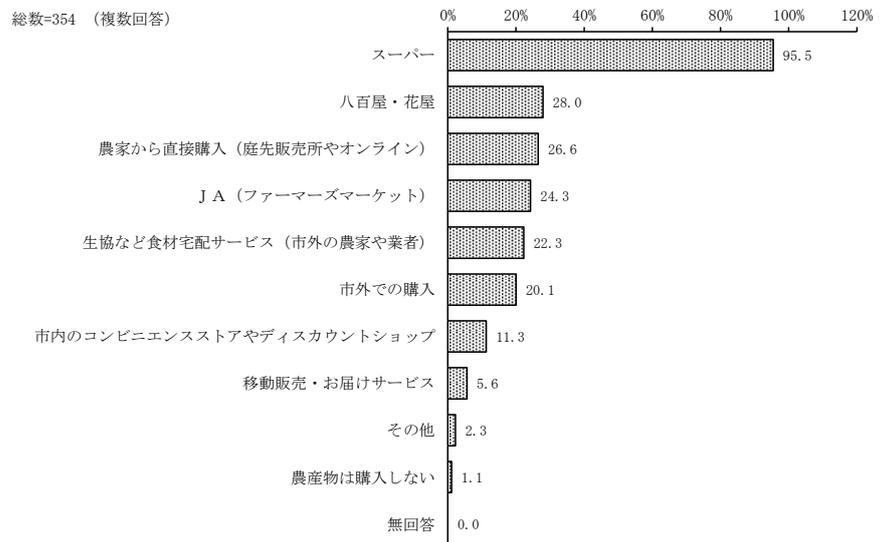


■農産物の主な購入先

・大多数の市民がスーパーを利用しています（95.5%）。

・「農家から直接購入」と回答した市民は40代（37.5%）と、18歳未満の子どもがいる（33.6%）世帯が多い傾向にあります。

・「JA（ファーマーズマーケット）」の利用者は、70歳以上（37.9%）が多くなっています。

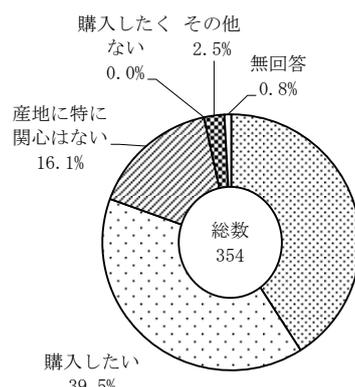
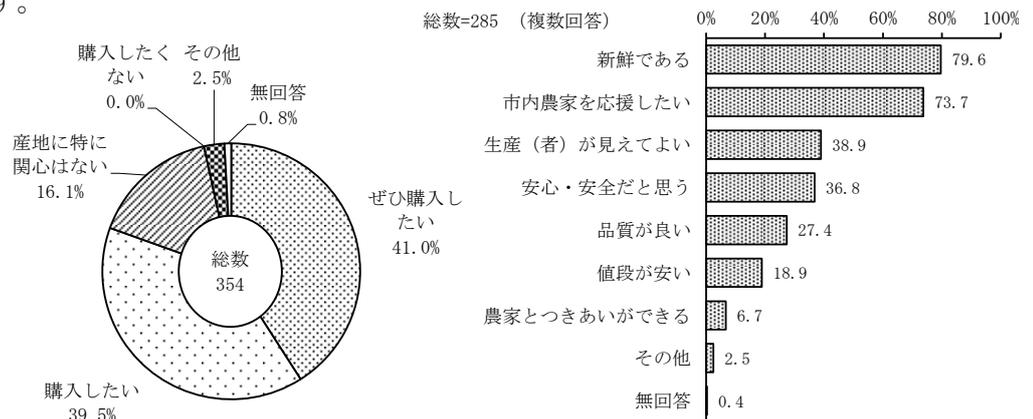


■小金井産農産物の購入意向

・購入希望者が全体の80%以上を占めています。「ぜひ購入したい」と回答した市民は30代と40代が合わせて50%以上で、多い傾向にあります。

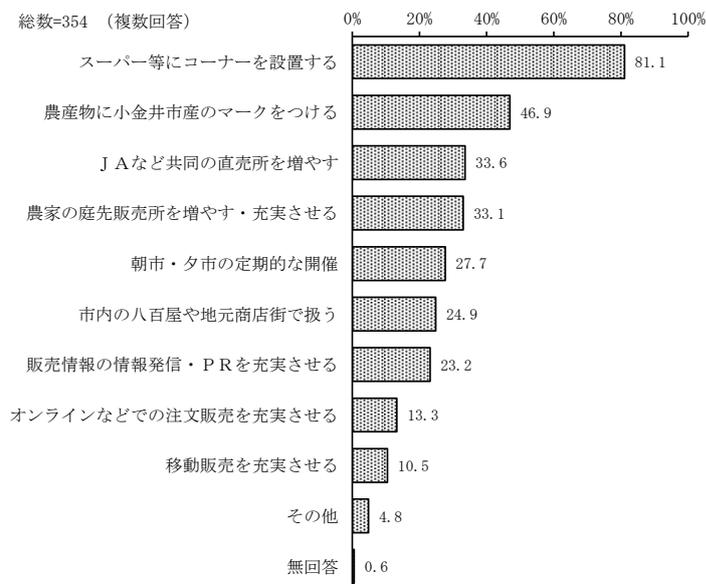
・購入したい理由としては、「新鮮である」（約80%）に次いで、「市内農家を応援したい」（約74%）が多くみられます。

・新鮮さを求める市民は年齢層が高いほど多く、農業者を応援したい回答者は40代未満の年齢層が最も多くなっています。



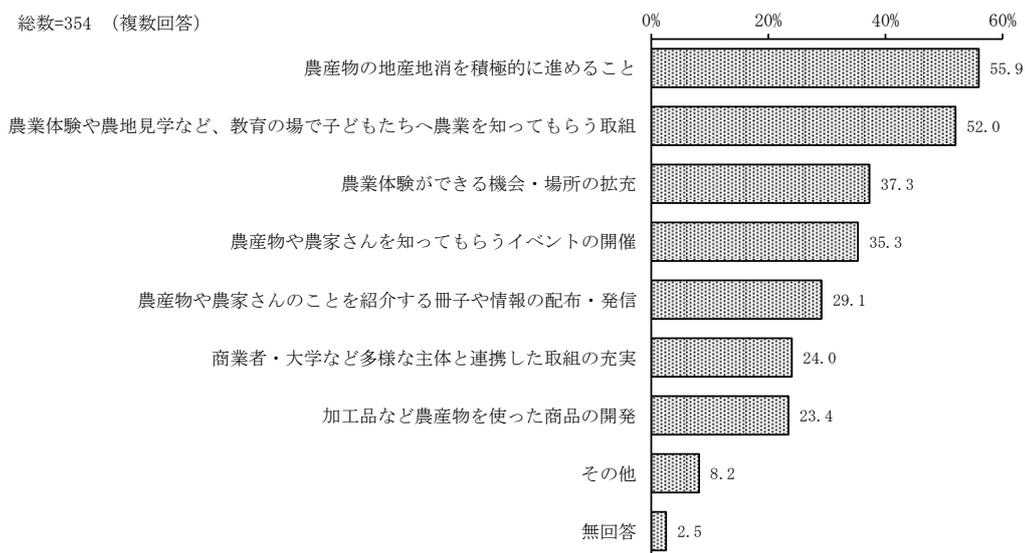
■小金井産農産物を購入しやすくするには

- ・スーパー等におけるコーナー設置を求める声
が最多でした（約80%）。
- ・「小金井産のマークをつける」も半数近く（約
47%）あり、また、購入希望者が多いことか
らも、地場産農産物の需要が高いことがうか
がえます。



■小金井市の農業を盛り上げていくために

- ・地産地消の推進（約56%）や、農業体験や農
業見学など子どもたちへの農業教育（約52%）が半数以上と多くなっています。
- ・その他、農業体験の機会や場、情報発信の拡充を求める意見が多くみられます。



■主な自由意見（抜粋）

- ・何故農業の発展が必要なのかを市民に知らせることが必要。
- ・一般市民と人手不足の農家さんを繋ぐ仕組み。
- ・有機野菜や減農薬野菜の販売。
- ・スーパー等に置いて、手軽に買えるようにしてほしい。働いていると野菜だけを買いに直売所に行く時間がない。
- ・駅近での販路拡充。
- ・どのような野菜がどこでいつ買えるのか情報があると購入しやすい。
- ・情報を一元的に発信取得できるポータルサイトを設ける。
- ・学校給食での積極的な活用。
- ・市内の保育園、幼稚園、小中学校向けに農業体験のイベントを企画する。子ども達だけでなく、親世代にも小金井農業を認知してもらうきっかけになる。
- ・ブランド化。加工品開発。ふるさと納税での小金井産農産物の提供。
- ・農業祭やマルシェなどのイベントの開催。

(2) ヒアリング調査結果

アンケート調査を踏まえ、農業関係者・団体、商業関係者・団体、市民活動関係者・団体、庁内関係者にヒアリング調査を行いました。

主な意見は以下のとおりです。

QRコード

ヒアリング調査報告書は、市HPでご覧いただけます。

現状と課題

■農業者・農業従事者

- ・認定農業者の補助金を活用している農業者も多い反面、農業経営改善計画書を提出することに不安や抵抗があるなどの理由により、認定農業者制度の申請をしていない農業者もいる。

■農地

- ・相続税納税猶予における判断基準が分かりにくい。
- ・農地の貸借は、農地を貸す側を探すことが難しい。所有者を対象とした勉強会等が必要。
- ・非農業者として、小金井農業の現状やなぜ農地を守らなければならないのか理解が出来ていない。他業種や市民にも理解をしてもらう必要があるように思う。

■営農

- ・1日の売り上げ平均は1万円に満たないことも多く、農業だけで生活を賄うのはとても厳しい。
- ・近くに消費者が多くいるメリットは大きい。消費者ニーズを研究し、情報提供出来ると良い。
- ・同じ野菜が同時期に大量生産されるため売れ残ってしまう。対策を講じる必要がある。
- ・B品等は定期的に一定量出るわけではないため、あることを前提に取組を考えるのは難しい。
- ・生産量が足りていないことが課題であると感じている。生産量上げるのは現実的に考え難い。
- ・庭先販売はいつ何が置いてあるか定まっていないため、不便で利用が進まない。
- ・直売所だけでは顧客数含め限界があるため、販売網を複数持つ必要がある。
- ・販路が広がれば生産量を増やしたいという声も多いため、販売において力を貸してほしい。
- ・自身のペースで耕作出来ない、規格に合わせるのが大変などの理由から学校給食に参入してもらうのが難しい。

■異業種連携・まちづくり

- ・農単体で所得を上げ続けるのは難しい。農と社会問題と結びつける必要があるように思う。
- ・個人的なつながりのない農・商業者が直接連携するのは難しい。中間支援を担う人が必要。
- ・過去に地場産野菜の販売を行ったが、決められた日時に納品してもらえない、価格設定も様々であるなど対応が難しかった。商業者としては、定期的な納品が見込めないと協力しづらい。
- ・農業者の年間スケジュールが分からないため、どのように関わっていけるのか分からない。季節の農産物などが見える化されると、関わりやすくなる。
- ・商業者等が、自らJAに野菜を集荷しに行くのは大変だと思う。
- ・特産品があると各業種の人が共通のテーマとして継続的に販売展開などに取り組める。
- ・新型コロナウイルスによる制約でイベント等の開催が難しい。
- ・農作業などを楽しみながら、ごみや環境の話をする、環境に関する興味関心が自然と高まる。その話を家庭で共有することにより、多くの市民へと広がっていくのではないかと。

■情報の発信

- ・小金井市には地場産野菜の消費者ニーズがあるものの、PRが十分でない。情報のプラットフォームが必要。

今後の取組アイデア

■農地

- ・農作業がきつく生産量を減らしている高齢の農業者も多い。そういう方の農地の一面を借りて生産を増やしていけると良い。そうすると新規就農者も受け入れられるようになる。

■営農

- ・同じくらいの手間とコストで生産でき、より高額で売れる野菜などの紹介も有効と思われる。
- ・市内のスーパーからも地場産野菜の要望がある。
- ・市民がよりアクセスしやすい場所に販売拠点をつくる必要がある。駅近くの商業施設や小売りで地場産野菜のコーナーを設けてはどうか。
- ・公共事業を介し、公共空間の緑被率を上げられると良い。

■異業種連携・まちづくり

- ・フードロス抑制運動の一環として、B品を販売ルートに乗せると、環境や食、「農」にも優しいまちづくりを進めることができる。
- ・「農」に関わるきっかけとして、フードロス抑制の観点から取り組むのは、子育てや環境に関する意識が高い人が多い小金井市民への訴求力はあると思う。
- ・市民農園などに市内の農業者に来ていただきアドバイスをしてもらおう等の交流機会は需要がある。PR含め、農業者との関係づくりにもつながるのではないかな。
- ・子どもの農の体験は、教育のみならず、将来子育てをしに帰って来たくくなるような愛着形成や定住促進につながるなどの可能性が広がるように思う。
- ・季節の野菜を周知する料理教室や、忙しい人の助けになるような保存食の教室を開催したい。
- ・低未利用の公園やマンション提供公園、介護施設、保育園等のまちなかのちょっとしたスペースでプランター栽培などの農に関わる取組をしてはどうか。
- ・日常の楽しみや馴染みのあるものにみんなで取り組むようなイベントを仕掛けていってはどうか。
- ・農・商業者が楽しめる定期的なコミュニケーションの場があると時間はかかるが関係性が築かれ連携に発展していくように思う。
- ・加工品は参画する農業者が多ければ、ロットに合わせた農産物の供給等補い合うことができる。
- ・都心部の子ども等を対象とした、観光につながる農業体験の取り組みがあると良い。
- ・カリキュラムの一環として学生からSNSの発信など協力を得られたら助かる。

農業振興計画に期待すること

- ・生産意欲が高い農業者と農地の維持に比重を置いている農業者では、抱えている問題等が異なる。それぞれの事情を考慮したアプローチが必要。
- ・経営改善、生産振興策を盛り込む必要がある。
- ・小金井で野菜や果樹が生産されていること、また植木のまちであったことや今も植木の生産が続いていることをより多くの人に知ってもらいたい。
- ・10年の間で取り組みやすい内容や事業を位置付けてほしい。
- ・「オール小金井」として、農業が全市民的なテーマとなるような調整を目指したい。
- ・子どもが読んでも分かるようなつくりにしてほしい。
- ・小金井らしさを盛り込んだ、オリジナリティのあるコンセプトでPRしていくのが効果的。

5 小金井市農業委員会農政部会委員名簿

氏 名	所 属
相原 宏次	一般社団法人 東京都農業会議
井寺 喜香	小金井市農業委員会
岩本 千絵	東京都農業振興事務所
◎大久保 勝盛	小金井市農業委員会
加藤 健治	東京むさし農業協同組合
岸野 有次	小金井市農業委員会
高橋 金一	小金井市農業委員会
谷合 正明	小金井市商工会
益田 智史	一般社団法人 小金井市観光まちおこし協会
○松嶋 あおい	小金井市農業委員会
渡邊 雅毅	小金井市農業委員会

(順不同、敬称略、◎：部会長、○副部会長)

6 策定の経緯

小金井市農業委員会 農政部会

会議等	開催日	議題
第1回	令和3年6月18日(金)	(1) 新計画の策定方針案等について (2) 小金井市の農業の現況について (3) 調査について ① ヒアリング調査 ② アンケート調査 (4) その他
第2回	令和3年7月20日(火)	(1) ヒアリング調査結果の報告(中間報告①) (2) 計画策定にあたっての論点の検討① (3) その他
第3回	令和3年8月20日(金)	(1) 調査結果の報告 ① アンケート ② ヒアリング(中間報告②) (2) 計画の構成案及び論点の検討 (3) その他
第4回	令和3年9月17日(金)	(1) 調査結果の報告 ① ヒアリング(中間報告③) (2) 計画の骨子案及び論点の検討 (3) その他
個別検討会	令和3年11月1日(月)	(1) 施策案等の検討 (2) その他
第5回	令和3年11月19日(金)	(1) 計画の素案の検討 (2) その他
第6回	令和3年12月20日(月)	(1) 計画案の検討 (2) 計画案のパブリックコメントの実施について (3) その他
第7回	令和3年2月 日()	(1) (2)

7 小金井市農業委員会農政部会設置規程

昭和44年9月22日農業委員会規程第1号

小金井市農業委員会農政部会規程

(設置)

第1条 小金井市農業委員会内に専門部会とし、農政部会（以下「部会」という。）を置き、その運営は本規程による。

(目的)

第2条 部会は、農政の諸政策および諸問題について調査研究を行ない、都市農政施策の確立と小金井市農政の推進に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 部会は、農業委員会委員若干名をもつて組織する。

- 2 部会員は、農業委員会において互選する。
- 3 部会に、部会長および副部会長を置く。
- 4 部会長は部会において互選する。
- 5 副部会長は部会長が会長と協議して指名する。
- 6 会長は、部会の構成員となる。

(任期)

第4条 部会員の任期は、農業委員の任期とする。

(招集)

第5条 部会は、必要に応じて随時開催するものとし、招集は会長と協議して、部会長が行なう。

(定足数および表決数)

第6条 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(協議・報告)

第7条 部会長は会長の了解を得て、他の委員に出席を求めることができる。

- 2 部会は必要に応じて、他の関係機関に協力を求めるものとする。
- 3 その他必要な事項は、会長と協議して部会長が定める。
- 4 部会長は、部会の経過および結果等につき農業委員会に報告することができる。

付 則

この規程は、昭和44年9月22日より施行する。

